

## 決算審査特別委員会

9月9日（金）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第38号 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の

審査について

---

○出席委員（11名）

1番 畠山美幸委員

2番 青柳賢治委員

3番 金丸友章委員

4番 長島邦夫委員

5番 吉場道雄委員

6番 柳勝次委員

7番 川口浩史委員

8番 清水正之委員

9番 松本美子委員

10番 渋谷登美子委員

11番 河井勝久委員

---

○欠席委員（なし）

---

○委員外議員

藤野幹男議長

---

○特別委員会に出席した事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 杉田豊   |
| 書記   | 久保かおり |

---

○説明のための出席者

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 岩澤勝町長   |                    |
| 高橋兼次副町長 |                    |
| 岩澤浩子    | 健康いきいき課長           |
| 高橋喜代美   | 健康いきいき課社会福祉担当副課長   |
| 杉田哲男    | 健康いきいき課健康管理担当副課長   |
| 青木務     | 長寿生きがい課長           |
| 戸野倉弘美   | 長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 |
| 近藤久代    | 長寿生きがい課包括支援担当副課長   |
| 簾藤賢治    | 環境農政課長             |
|         | 農業委員会事務局長兼務        |
| 村田泰夫    | 環境農政課みどり環境担当副課長    |
| 強瀬明良    | 環境農政課農業振興担当副課長     |

|     |   |   |   |                                   |
|-----|---|---|---|-----------------------------------|
| 木   | 村 | 一 | 夫 | 企 業 支 援 課 長                       |
| 内   | 田 | 孝 | 好 | 企 業 支 援 課 企 業 支 援 担 当 副 課 長       |
| 田   | 邊 | 淑 | 宏 | ま ち づ く り 整 備 課 長                 |
| 根   | 岸 | 寿 | 一 | ま ち づ く り 整 備 課 管 理 建 設 担 当 副 課 長 |
| 菅   | 原 | 浩 | 行 | ま ち づ く り 整 備 課 区 画 整 理 担 当 副 課 長 |
| 大   | 澤 | 雄 | 二 | 上 下 水 道 課 長                       |
| 山   | 下 | 隆 | 志 | 上 下 水 道 課 下 水 道 担 当 副 課 長         |
| 加   | 藤 | 信 | 幸 | 教 育 長                             |
| 内   | 田 |   | 勝 | 教 育 委 員 会 こ ど も 課 長               |
| 下   | 村 |   | 治 | 教 育 委 員 会 こ ど も 課 学 校 教 育 担 当 副 課 |
| 長   |   |   |   |                                   |
|     |   |   |   | 兼 指 導 主 事                         |
| 前   | 田 | 宗 | 利 | 教 育 委 員 会 こ ど も 課 こ ど も 担 当 副 課 長 |
| 奥   | 田 | 定 | 男 | 教 育 委 員 会 こ ど も 課 嵐 山 幼 稚 園 長     |
| 小   | 林 | 一 | 好 | 教 育 委 員 会 こ ど も 課 学 校 給 食 セ ン タ ー |
| 所 長 |   |   |   |                                   |
| 新   | 井 | 孝 | 行 | 農 業 委 員 会 事 務 次 長                 |
| 松   | 本 | 武 | 久 | 代 表 監 査 委 員                       |
| 安   | 藤 | 欣 | 男 | 監 査 委 員                           |

---

### ◎開議の宣告

○河井勝久委員長 皆さん、おはようございます。ただいま出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時31分)

---

### ◎諸般の報告

○河井勝久委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

---

### ◎議案第38号の質疑

○河井勝久委員長 第38号議案 平成22年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に文化スポーツ課に関する部分までの質疑が終了いたしております。本日は健康いきいき課に関する部分の質疑から行います。では、質問のある方はどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 67ページのフラッシュベルの補助金が今回ついているわ

けですけれども、ちょっと中身と、どういう条件でこれ補助金がつくのか伺いたいと思います。

それから、次の 68 ページの障害者福祉サービス利用料助成事業なのですが、昨年が5人だったのですけれども、これが2人に減ったというのはどういう理由なのでしょう。80 万円を単純に超えたからということで、この基準から外れたということになるのでしょうか。なかなかこういう厳しい時代ですので、そういうのは少ないかなと思うのです、収入がふえるというのは。ちょっとそういうことで伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、最初に 67 ページのフラッシュベルの補助金についてでございますけれども、このフラッシュベルにつきましては聴力障害の方にお出しをする日常生活用具として提供してございます。電話等が鳴ったときに光や何かでわかるというふうなものでございます。

詳しい内容については、どこら辺までというのが、ちょっとまだ資料がないので、その程度なのですけれども。

それから、68 ページのサービス利用料の助成事業でございますけれども、この2人の 7,440 円といいますのは、実は昨年の4月から国のほうの制度が変わりまして、町のほうで今まで1割、3割の補助をしていた部分が、国もそのところを負担金ゼロにするというふうな形になりまして、町の補助独自でやっていたものがもう使わなくても負担がなくなったというふうなこと

でございます。

それで、この2人の7,440円といいますのは、22年の4月以前に該当していた方が申請がなかったために申請がおくれて、22年度に入って申請をしていただいたということでここに出てきております。したがって、今後はそういったさかのぼりがない限りは、こういった申請は出てこないというふうな形になると思います。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 フラッシュベルなのですが、私の知っている人もこれをつけているのですけれども、そうすると、そういう方は聴力の弱い人というのはいっぱいはいないでしょうけれども、何人かはいると思うのです。そういう人は申請をしますと、全員が対象になるということでよろしいのでしょうか。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 条件といたしましては、手帳を所持をしている方が該当になります。

〔「何級とかというのではなくて」と言う人あり〕

○岩澤浩子健康いきいき課長 特に何級というのではなくて、手帳を所持していればいいということで。

○川口浩史委員 わかりました。手帳を持ってればいいということですね。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 69、70 について、なごみとやすらぎのことなのですが、合っていますよね。健康いきいき課ですよね。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 ごめんなさい。これはそうすると、わかりました。ちょっと別のところにいきます。

79 ページの生活習慣病はこちらですよね。健康いきいき課になりますよね。これの生活習慣病、毎年、毎年、予防事業なのですけれども、行われていますが、これの予防事業の効果というのはどの程度を考えられているのか伺いたいと思います。

あと、81 ページです。81 ページの乳幼児健診事業なのですけれども、乳幼児健診事業で健診の受診率というのはどの程度になっているのか。そして、その中で虐待の問題とか、ある程度把握できることができたのか。健診の中で当たる子育て中の乳幼児の育てているお母さんの悩みというものはどのようなものが多いのか伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 最初に79 ページの生活習慣病の予防事業の効果ということでございますけれども、なかなか数字ではあらわせない部分ではあるのですけれども、毎回、事業としましては、このヘルスアップクッキングを各地域に出て行って行ったり、増進センターを中心に行ったりして

おりますほか、血液さらさら教室をやったりとか、あとは健診後の健康相談や何かがここに入ってくるわけなのですけれども、実際にはなかなか参加が、同じような方が多くて、新しい方が入ってこないというふうな傾向にあります。そういうことからか、予防というのがどのくらいできたかというのは、なかなか難しいところではありまして、今後こういったやり方についても見直しの必要もあるのかなというふうには感じております。

それから、81 ページの乳幼児健診の受診率の関係でございますけれども、各1歳6カ月健診とか3歳児健診、いろいろ健診があるわけですが、ほぼ 98 から 99%程度受診率はっております。

こうした中で、実際に保健師や医師も含めてですけれども、子供の体を診させていただく中で虐待や何かがあるかどうかというのは気をつけながらやっているわけなのですけれども、中には生育が思うようにいっていないというふうな子供さんもいらっしゃいますし、もしかしたら何か親子の育て方の関係がうまくいっていないのかなというふうな心配をされる子供さんもいると思うのです。そういった場合には親子教室や何かに相談をしまして、そちらに導くようにしております。

それから、母親の子育ての悩みというのは、ちょっと私のほうもなかなか直接その事業をやっていないので、わからないところではあるのですけれども、一般的なことで言えば、やはり初めて子供さんを持つお母さんにとっては子育てが思うようにいかなかったりしている部分がありますので、そういう

のをうまく保健師とコミュニケーションをとりながら、無理なく子育てができるように指導しているのではないかというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、2%から1%の間の人たちに、来ない方の中に虐待的な部分があるというふうに考えて、そういうふうな要素のほうが大きいのかなと思うのですけれども、常時1歳6カ月と、それから3歳児ですか、2歳児、それからその前にもありますよね。そういった部分の中で、いらっやらない方というのは固定的なのか、それとも流動的なのか。そのところはやっぱり把握されているのだと思うのですが、その点はいかがなのかなと。

健診の中で割と保健師さんとの接触というのがあるのはそこだけなのかなと思うのですけれども、そこでの相談的な部分は余りないというふうな、ちょっとした相談とかいうのは、今までもやっていないということなのでしょうか。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 受診をされないお子さんの関係ですけれども、そういったお子さんについては、特に特定な人がというふうなことではなくて、例えばそういったちょうどタイミング的に体調が悪かったりとか、あとは子育てで実家のほうに戻っていたりとか、いろんな事情で来れないというふ

うな方もいらっしゃると思いますので、その後、必ず電話等で連絡をとりまして受診を促すようにはしております。

それで、そのほかにも訪問等によりまして、どういう状況にあるかというのは把握しております。

それから、ほぼ100%結果的にはできているというふうに考えています。

○河井勝久委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 説明書の81ページの健診の状況なのですが、集団健診と個別健診があるのですが、これ受診者の人数は出ているのですが、パーセンテージは何%だったか教えていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 それでは、種類別のほうでちょっとお知らせしたいと思います。

まず、胃がん検診なのですが、胃がん検診の受診率でよろしいでしょうか。受診率でいきますと8.2%でございます。

それから、子宮がんの関係が14.4%、肺がんが8.1%、それから乳がんが12.6%、大腸がん7.8%でございます。そのほかにも肝炎ウイルスや何が21.3%というのが出ております。

以上です。

○河井勝久委員長 畠山委員。

○**畠山美幸委員** そうしますと、乳がんと子宮頸がんは以前に比べてパーセンテージが若干上がっていると思うのですけれども、やはりこれはクーポン券の支給とかが多かったのでしょうか。

○**河井勝久委員長** 岩澤健康いきいき課長。

○**岩澤浩子健康いきいき課長** 乳がん、子宮頸がんの関係は、昨年度から始まりましたので、その前のパーセンテージからしますと大分上がっております。例えば子宮がんに関係しますと、20年度が9.5%だったのです。去年が12.4で、ことし14.4ということで、一気にというわけにはまいりませんが、大分伸びてきているなというふうな感じです。

ただ、乳がんのほうが、やはりこれも伸びてはいるのですけれども、20年のクーポンがなかったときには9.1%だったわけですが、一昨年が13.1%だったのですが、22年度が12.6ということで、ちょっとこのところが落ちてきてしまっておりますけれども、やはりクーポンの効果というのがあるのではないかというふうに感じております。

以上です。

○**河井勝久委員長** 畠山委員。

○**畠山美幸委員** やはりクーポンがすごくよかったのかなと、本当に今の結果を聞いて思うのですけれども、やはり5年間は、これはやっぱり続けていただかないと、これは要望になってしまうから、あれなのですけれども、いいです。

それで、周知をやはりもっと、身近に乳がんの方が私もお友達が多くて、もっと早くに検診を行ってくれたらこんなことにならなかったのにと、やはり検診は行っていなかったというお話がよくあるのです。ですので、やはり早く受診して見つければ怖い病気ではないということも多く周知していただきたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 要望ね。ほかにございますか。

青柳委員。

○青柳賢治委員 68 ページです。障害者の相談支援事業というところで、21 年から始まっていたかと思うのですけれども、3障害について、いろいろな悩みごととか相談に対応するということで社協のほうに行ってもらおうという形になっているのですけれども、この事業の中で丸々1年になりまして、どのような聞き取りの中で、相談とか、悩みみたいなものがあったのかお聞きいたします。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 この障害者相談支援事業につきましては、平成 21 年の 10 月からスタートいたしまして、ここでようやく2年になるのかなというふう思います。それで、なかなか今まで担当者の者がいつも思っていたことではないかと思えますけれども、なかなか窓口に見えたり、電話で相談を受けたときに、その時では相談、そのことは解決するわけですがけれど

も、やはり福祉の関係というのはその場ですべてが終わるわけではございませんし、特にまた障害についてはいろいろと複雑な部分もございますので、もっとこういったいろんな相談や何かが続けてできたらなという思いもきつとあったと思うのです。それがなかなか日々の仕事の中でできないということもありまして、そういった部分を少しカバーできたかなというふうに思っております、内容的にはなかなか町に出向いて来られない部分もあったかと思うのです。そういった方について、こちらから訪問をしていっていろんな制度を知っていただいて、サービスを利用していただくというふうなことができたかなと思います。

悩みというのは、ちょっとどうなのかなというのはわからない部分もあるのですけれども、一般的には、やはり親や兄弟たちが一緒に暮らしをしていて、まだ、その障害者の方と一緒に沿って生活ができている時点では、特に問題はなくても、いずれ親や何かが年をとっていったときに、この子がどうなるのだろうというふうなご心配をされているというのが一般的にあるかなというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 それで、この 22 年の場合ですと、どのくらい相談にお伺いできたのでしょうか。件数。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 22年の実績で申し上げますと、訪問回数が142件、電話相談が113件、それから窓口相談が28件、相談員が対応した件数というのは以上のような状況でございます。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 いずれにしても、重度の方が対象になっているわけです。それでこういう方の人数というのは傾向として、あともう一年ぐらいの事業になるのか、それともこれを継続して続けていくようになるのか、予算があればいいのですけれども。要するに対象とする人数等はふえてきているのかどうかだけ。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 人数的には、身体障害というのはそれほど急激的に伸びているというのではないと思うのですけれども、やはり多いのが精神障害をお持ちの方がこのところ多いのかなというふうに感じております。

それで、この事業につきましては委員さんもお存じのとおり、10割の助成をいただきまして行っている事業で、来年の3月までというふうになっておりまして、できれば引き続きお願いしたい事業でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 説明書のほうでお願いをいたしますけれども、77ページですが、災害見舞金というところが下段のほうにありますけれども、65万円

ほどありますが、内訳を 22 年度決算ですので、お願いします。

次のページの 78 ページですが、やはり中段ですけれども、インフルエンザ予防接種の返還金あるいは女性特有の検診の推進の返還金、金額等かなりあるようですけれども、先ほどの答弁の中に乳がんとか、子宮がんの関係が少し善処したかなというような部分の返還金なのか、少し内容的なものを答弁していただければと思いますが、お願いします。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 最初に 77 ページの災害見舞金支給事業でございますけれども、ことし1月に菅谷地内におきまして3棟の住宅が火災に見舞われたということで、20 万円ずつの合わせて 60 万円の見舞金を差し上げたところでございます。

それから、その後2月に千手堂地内で、こちらは物置だったのですけれども、やはりこちらが全焼いたしまして5万円の見舞金を出しております。

次に、78 ページの償還金の関係でございます。新型インフルエンザにつきましては、昨年度は新型インフルエンザ2年目ということで、この補助金については生活保護の方と市町村民税非課税世帯の方については全額助成をするということで始まった事業でございまして、当初かなりの人数の方が申請をしていただけて、この予防接種を受けていただけるといふふうに見込んでおりました。ただ、実際にあけてみましたら、季節性のインフルエンザのほうがかなり多くて、この新型インフルエンザのほうを接種する方が少な

ったというのが現状でございます。

その理由は何かというのをちょっと分析なかなか難しいところなのですが、1つには町のほうに非課税証明をとりに来なければならないという手間があると思います。それと、あとは季節性インフルエンザも、この新型インフルエンザも同じ内容の予防接種でございまして、1,000円の負担で季節性インフルエンザもできるというふうなことから、それでもいいのかなというふうに受けちゃった人もいるかもしれませんし、あとは医療機関に行ったときに非課税のほうがあるからというふうなのを、この方は非課税かどうかというのわかりませんし、なかなかそういうふうな説明をしてもらわなかった部分もあるのかというふうに感じております。

そういったことから、大分補助金の申請のほうも少なく申請はしてみたところなのですが、1月ぐらいの時点でその申請をするものですから、実際には人数でいいますと77人ぐらいの見込みで申請はしておりましたけれども、実際には69人ということで、この2万5,000円の返還が生じてございます。

それから、次の女性特有のがんの検診の関係でございますけれども、これも2年目ということで.....初年度か。勘違いしました。済みません。初めての検診だった。初めてではないね。2年目。失礼しました。先ほどの、ごめんなさい。済みません。私ちょっと勘違いしまして、新型インフルエンザも、これ21年の最初の年の、ちょっと勘違いしまして、さっきの新型インフルエンザ

については優先接種者がちょっと加わります。優先接種の方を中心に生活保護の方、市町村民税非課税の方、こういった方を全額助成するというふうな形で始まった事業でございます。内容的には同じでございます。

それから、女性特有のがんについても、これは1年目の事業でして、やはり初めての事業ということで、なかなか食いつきがよかったのかどうかちょっとわかりませんが、やはり少し多目に見ていたところですが、実際にはそれほど伸びなかったということで、子宮頸がんのほうは125人ほどを見ていたのですが、実際には109人ということで16人の減というふうになっております。

それから、乳がんのほうも172人だったのですが、157人ということで15人の減ということで24万5,000円の返還金が生じております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

柳委員。

○柳 勝次委員 説明書のほうなのですが、80ページに、今のお話とちょっと関連があるかなと思うのですが、予防接種の委託料なのですが、21年度に比べると620万円ぐらいふえているのです。この原因は何かということを知りたいのですが、数字的に見ると今お話がありましたインフルエンザ、それと日本脳炎がすごくふえているのです。その日本脳炎がふえた理由は何かということを知りたいのです。

それから、次の 81 ページ、先ほどもお話しありました、がん検診なのですけれども、がん早期発見が非常に重要なことで、こういった検診を受けるということは非常によいのかなと思うのですけれども、これはこれを受けたことによって早期発見というか、がんが発見されたよという、そういった結果のフィードバックが役場のほうに来ているかどうか。もし来ているとすれば、どのくらいあったのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 では、私のほうからは、最初の 80 ページの予防接種の部分についてお答えをさせていただきます。がん検診のほうにつきましては、副課長のほうから答弁をさせていただきます。

まず、80 ページの予防接種の関係でございますけれども、600 万円以上こここのところでふえているわけですが、委員さんのおっしゃったとおり日本脳炎と、あとはインフルエンザ、インフルエンザ関係がふえているのが大きな原因でございます。特に日本脳炎につきましては、平成 17 年 5 月のときに健康被害というのがありまして、国のほうで予防接種のほうの接種通知を出さないというふうな方針が一たん出ておりました。そういったことから一たん接種する方がぐっと減っておりまして、その後 21 年の 6 月に新ワクチンができて、そこからまた開始に、だんだん枠が広がって開始になったところなのですけれども、特に 22 年度は 4 月に 3 歳児の初めての接種の

方を積極的に勧奨して接種をするようにというふうになりまして、さらに8月の27日からは、今度は全員を対象に接種が可能というふうになっていたということで、今まで接種を控えていた方が一斉にここで接種したというふうなことで急激な伸びとなっております。

以上です。

○河井勝久委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 それでは、2番目のがん検診のほうのがんの発生の方の関係につきましてお答えさせていただきます。

おのこの肺がん、胃がん、大腸がん、また婦人科につきましては乳がん、子宮がんということで検診を実施させていただいているわけですが、住民健診、婦人科健診等で町が実施をしているがん検診につきましては、こちらから検診結果をお答えさせていただきます。その中に、がんが疑われるケースにつきましては、医療機関に受診をしてくださいということで紹介状を送付させていただいております。その紹介状をお持ちになっていただいて、医療機関に受診をしていただいたケースにつきましては、精密検査の結果を町のほうに報告いただくということで、これは国のほうで、がんの制度管理事業の中で実数を把握しているわけですが、胃がんにつきましては、平成22年度の精密検査を要する方の割合でございますけれども、胃がんにつきましては14人、大腸がんにつきましては16人、

乳がんにつきましてが集団が 12 人、個別が 18 人、乳がんのほうのエコー検査で実施した場合の方が集団で2人、個別で1人ということでお手紙をさせていただいております。

これは、あくまでも疑いのあるケースということになってきますので、それからの精密検査で実際には中にお手紙をさせていただいても返答が返ってこない方というのがおりますので、その方につきましては再度の精密検査をされていないのか、また、もうかかっていらっしゃる方というふうに想定ができるかなと思います。実際にこの5番につきましての実際にがんとして疑われるケースにつきましては、年に一、二ケースというふうな形でこちらに報告は来てございます。その方につきまして、その後の療養については、詳細は把握していないのが現状でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 それにしても、そういうふうな形で早期発見ができたということは非常によいことかなというふうに思っています。

ちょっと後学のために聞きたいのですけれども、採取不能というというのが同じ検診の中でありましてけれども、これはどういう意味なのでしょうか。

○河井勝久委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康いきいき課健康管理担当副課長 採取不能につきましてお答えさせていただきます。

これにつきましては、大腸がんですとか、喀たん、子宮がん等につきまして数件が報告があるわけでございますけれども、大腸がんにつきましてはご本人さんのほうが便のところで採取ということをするのですけれども、それが的確に必要量とられない。または、喀たんにつきましては、容器にたんを入れて検診機関に回すわけですけれども、唾液等に本人は喀痰がとれたというふうなケースで出してしまうというふうなケースが多いようでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 障害者自立支援法の関係なのですけれども、非課税世帯について福祉サービスが無料になるというふうになったと思うのですけれども、その影響というのはどういうふうに出ているのでしょうか。

それと同時に、自立支援法の該当者というのは嵐山町にはどのくらいの人数がいるのでしょうか。それが1つです。

もう一つは、全国的に生活保護家庭が非常にふえてきているという傾向が出ていると思うのですが、嵐山町の状況はどうなののでしょうか。また、ふえているとすれば、どういう状況の人たちがふえているのか。今の経済状況の中での影響が少し出てきているかどうか、その辺を含めてお聞きしたいのですが。

自立支援法の関係は 66 ページからになります。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 最初に自立支援法の関係でございますけれども、委員さんのおっしゃるように昨年度から市町村民税非課税世帯の低所得の1、2のところ負担金がなしになったということで、大分この部分では軽減されたのかなというふうには思っております。

大体、障害者の方が障害児となると、やはり保護者の方の収入がありますので、ほかのもっと上の段階のところに位置する方が多いのですけれども、障害者というふうになりますと、生活保護世帯の方というのは限られた人数ですけれども、低所得の1、2というところに大多数の方というところであれですけれども、いらっしゃいまして、そのところがやはり軽減されたというのは大きなことかなというふうに感じております。

ただ、この該当者については済みません、ちょっと数字的なものを持っていなくて申しわけないのですけれども、かなりの人数の方が該当していたのではないかというふうに思っております。

それから、生活保護の関係でございますけれども、決算的な数字で申し上げますと、昨年4月1日の時点での保護世帯は 115 世帯でした。115 です。それが、ことしの3月 31 日というのでしょうか、4月1日でちょっと数字が押さえてしまっているのですけれども、122 ということで昨年度にしますと7世帯の増というふうな結果になっております。

ただ、これは、実際には新規の申請数というのは 19 申請ありまして、そのうちの開始になった世帯数というのが 16 世帯です。中には亡くなられた方、転出された方というのがありまして、実質上は7世帯の増というふうになっておりますが、かなりの方が申請をされております。

それから、相談件数につきましても、関係する相談件数は 41 件というふうな1年間で結果が出ております。

どういう人がふえたかということですが、傾向としましては、やはり今の時代、失業というのでしょうか、失業があったり、あとは病気になったりとか、そういったことでやはりちょっと一たんつまづくと、なかなか生活が立て直しができないというふうな傾向があると思います。結構若い方でも、働ける世代の方でも今は、先ほどもちょっと違うご質問のほうでお答えしましたけれども、精神的な障害を抱えてしまって、一たん職を離れてしまうと。そうすると、なかなか再就職ができなくて、預貯金がなかつたり、障害を持たれても年金がかけてなかつたりというふうな形で障害年金も受けられない。そうすると、本当に所得を得る手段がなくなってしまって、生活保護にならざるを得ないというふうな方がありました。

そういった傾向がありますので、今後も、決算ではございませんけれども、ことしになってからも 10 件以上でしょうか、ふえておりますので、毎日のように相談が来るというのが現状でございます。すべての方が該当するわけではございませんけれども、今はそういった状況でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 自立支援法の該当者というか、それは何人ぐらいになるのでしょうか。

さっき言った自立支援法の国のサービスについては非課税世帯、世帯で非課税というふうになっていると思うのですけれども、町の助成については本人所得かなというふうに思うのですが、そういう面ではひとつ自立支援法の該当人数だけちょっと教えてもらいたいというふうに思うのですが。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 主要な施策のほうの 66 ページをちょっとごらんいただきたいと思うのですけれども、この中ほどに扶助費として介護給付・訓練等給付費というのが1年間でどれだけ出たかというのが表にまとめてございます。この中で人数というのが 108 人ということで、ほぼこの人数が自立支援法に該当している人数ではないかというふうに思っております。

それから、所得の関係でございませうけれども、所得については障害者については一般的な世帯の所得とは違いまして、同じ保険に入っている方の所得を見ているというふうなこともございます。そういった多少優遇されている部分もあるというような状況です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 そうすると、自立支援法の町の助成部分については扶養義務者の所得も入ることなのではないでしょうか。

この 80 万円という規定については、どこの部分を規定をしているのですか。世帯ではないと思うし、本人所得ではないのですか。

68 ページの町の助成の 80 万円の規定というのは、何を基礎にしているのですか。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 低所得の1、2のところは今委員さんがおっしゃっている収入 80 万円以下と 80 万円以上というふうな該当になると思うのですけれども。低所得の1というのは、市町村民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が 80 万円以下の人というふうになっております。低所得2の方が市町村民非課税世帯で低所得1に該当しない人というふうな区分けになっております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 1点だけなのですが、これは 67 ページの障害者の生活支援事業の中に委託料があるのですが、この手話の通訳者のそういう関係なのですけれども、この方たちは職業としてなさっているのか、それとも半ボランティア的な奉仕的なあれでやっている方なのか、ちょっとお聞きできればと思うのですが。また、人数的なものもわかれば。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 この手話通訳者の関係ですけれども、ここ

に手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣というふうにありますけれども、ここで嵐山町が該当しているのは手話通訳のほうのだけの部分でして、要約筆記のほうは該当しておりません。使っている方がおりません。

この手話通訳のほう、ちょっと今名前を忘れてしまったのですけれども、埼玉県のある団体がありまして、そのところに委託をしまして派遣をしていただくと。ご本人がお使いになるときに、その協会というか、そこに連絡をとって来ていただくというふうなやり方でやっております。

すみません、ちょっとわかりましたので。社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会、こういったところをお願いをして、そのところで手話通訳のできる方に来ていただいているというふうなことでございます。

それで、人数なのですけれども、延べ人数は32人となっておりますけれども、実際には2人の方が利用をされております。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 最後お二人と言ったのですけれども、利用されている方がお二人なのですか、それとも派遣されている通訳者のほうがお二人ということなのですか。

○河井勝久委員長 岩澤健康いきいき課長。

○岩澤浩子健康いきいき課長 失礼しました。利用されている方が2人です。派遣で来る方というのは、基本的には1人でいらっしゃいます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時18分

---

再 開 午前10時31分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、長寿生きがい課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 69ページ、70ページのなごみのことなのですが、利用者が、これ毎年、毎年、減になってきているのですけれども、なごみについては利用者が社協や町の事業を行っても100人以上の減です。そして、やすらぎについても300人ちょっと弱ぐらいの形で減になっているのですが、これは普通に利用されている方、いわゆる個人とか、そういう方はなごみを見ているとカラオケの方と、それから囲碁の方が多いのかなと思っています。これについても、どのような形で評価されているのか。これ以上は町事業や社会福祉事業で使っていくというのも限界なのかなというふうに思っているのですけれども、それについて伺いたいと思います。やすらぎについて

は、トレーニンググループがあるので、それでも減少は少ないのですけれども、カラオケについてもやっぱり減少しています。だから、この考え方、評価を伺いたいと思います。

それと、70 ページで緊急通報システムがあると思うのですけれども、利用状況なのですが、使われている方が昨年より2件ふえていらっしゃるのですけれども、実際に使われたことがあるのか。そして、また今ひとり暮らしというふうな形、とても皆さん不安に思っていると思うのですが、緊急通報システムがなかなか皆さんがお使いにならない理由というのは何というふうに評価されているのか伺いたいと思います。

次に、71 ページのシルバー人材センターになるのですけれども、これはどの程度、就業者の状態です。特に町立幼稚園の跡地に転居後は、割と使いやすくなったと思っているのですが、使いやすさと、それから高齢者の仕事に来る状況とはまた違ってくると思うのですが、そこら辺についての評価をどのようにしていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、私から3点につきましてお答えをさせていただきます。

ただいま委員さんのほうから、まず1点目でございますが、ふれあいプラザなごみ、やすらぎの関係でございます。委員さんご指摘のとおり、双方とも利用者数については年々減少傾向にあるということが続いております。参

考までに申し上げますと、入場者で比較をしますと、なごみにつきましては前年比18.1%、やすらぎにつきましてはマイナス3.1%というような形になっております。

平成22年度につきましては、1点明確な減少した理由というのがございまして、ご案内のとおり3月11日の大震災に伴いまして、なごみにつきましては避難所として指定をさせていただいたということで、その間は利用者はゼロというような形になっております。また、やすらぎにつきましては、サービス、お風呂をやめたり、カラオケをやめたりというような形でサービスの利用制限をしておりましたので、そういった影響もあったのかというふうには思っております。

ただ、それ以外に毎年減少しているということにつきましては、なごみにつきましては12年、やすらぎは14年から利用を開始しておるわけですが、やはり建設当初の介護予防拠点施設として高齢者の方が元気に生きがいを持って、そういった施設を利用して触れ合いの場として活用しようということで始まったわけですが、当時とは若干、高齢者の嗜好というのでしょうか、そういったものが変わってきたのではないかというふうには考えております。当時、積極的に利用されていた方が、高齢化に伴いましてなかなかこういった施設を利用できなくなったと。新たに高齢になった方については、例えばこの2つの施設でカラオケをやるとか、そういった嗜好が少し合わなくなってきたのかなというふうには感じております。そういっ

たこともありまして減少しているということでございます。この2つの施設につきましては、現在、町の事業あるいは社協の事業、それと地域の活動等々で使われている方が大半ではないかというふうには思っております。

今後のこの施設の利用方法というのでしょうか、こういったことにつきましては現状でその方向性が出ているわけではございませんが、今後この時代に合ったというのでしょうか、そういったことを考えながら、どういうふうはこの施設を生かすべきかということについて考えていく必要があるとは思っております。

続きまして、2点目の緊急通報システムでございます。70 ページでしょうか。こちらにつきまして49件、35万1,393円という形で決算がございます。こちらにつきまして22年度中に新たに設置をされた方は5件ございました。ということでございますので、当然やめられた方もいるというふうな状況です。こちらにつきましては、担当の民生委員さん、こういった方のお力をいただきまして、その方がこういったシステムが必要だというふうな民生委員さんの意見をいただいて町で判断するわけでございますが、そういったことによりまして設置をさせていただいているものでございます。

利用の状況でございますが、昨年1年間、実際に消防署のほうに通報があったのは1件というふうに伺っております。

それと、シルバー人材センターへの補助金の関係でございます。22年6月に現在の旧嵐山町立幼稚園のほうに事務所を移転したわけございま

す。会員数につきましては、前年に比べ15人ふえております。率にいたしますと5.4%、ちなみに23年3月末の会員は295人でございます。

仕事の状況ということでございますが、契約の金額は1億6,916万4,000円、これが年間の契約の金額でございます。前年比7.3%増ということで会員、契約状況ともに増加をしているというような状況でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ちょっとなごみの関係なのですが、3月11日以降あそこが避難所になったということでしたけれども、3月中になったのでしたか。4月に入ってからはないかなと。3月中になったのでしたか。ちょっとそのところがよくわからないのですが、あれと思って。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えさせていただきます。

なごみを避難所に指定をいたしましたのは、3月の18日から休館をさせていただいたということでございます。

正式な県への届け出の指定につきましては、たしか22日というふうに伺っております。ただ、実際には、もうその前から業務自体は行っておりませんでした。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 今も出ていましたが、やすらぎとなごみの関係なので  
けれども、カラオケの使用に関してちょっと質問したいと思いますが、まず  
22 ページのほうにカラオケの使用料ということでなごみもやすらぎも載って  
おります。支出のほうは、なごみのほうが支出のほうが<sup>14</sup>、有線カラオケ楽  
曲使用料、または著作権の使用料、著作物の使用料。次に、70 ページの  
ほうにやすらぎの支出の関係が出ています。

これはどういうふうに決めているのかわからないのですけれども、私も利  
用したことがないから、わからないのですが、まず、なごみのほうは収入に  
対して支出のほうが大きいのかな。それで、逆にやすらぎのほうはその逆な  
のです。まず聞くのですが、使用料はどういうふうに、使用した回数に応じて  
支出のほうも決まってくるのか、そこら辺をちょっと聞きたいのですけれども。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

生き生きふれあいプラザのカラオケの使用料のご質問でございますが、  
こちらにつきましては、1曲歌っていただくごとに100円をいただいておりますと  
いうところでございます。なごみにつきましては、100円掛ける2,975曲分  
というのでしょうか、そういうような形で使用料として集計をいたしました。

以上でございます。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 やすらぎのほうの。答弁漏れですか。

○青木 務長寿生きがい課長 失礼いたしました。やすらぎにつきましても同様に1曲100円でございます。3,541曲分というような形になります。

以上でございます。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 では、質問させていただきます。やはりこの中で当然施設の使用料というのは払うのでしょうかけれども、カラオケの好きな人というのは相当払うわけです。10曲歌うと約1,000円になってしまうわけです。ですから、利用者が少ないと今あれが出ましたですけれども、使っている人の年齢層からいえば、やっぱり100円もかなりの高額なわけです。今言ったように1曲100円平均でいくと。だから、もうちょっと、これは機械によって決まってしまうのだったら仕方ないのですけれども、機械の使用料をもうちょっと。

○河井勝久委員長 長島さん、それについてはあれにかかわってくるのです。

○長島邦夫委員 予算。

○河井勝久委員長 予算に。こうってはあれだけれども、少なかった、多かったとか、そういう関係で。

○長島邦夫委員 でも、利用者が少ないとか多いとかということであれば、利用料を少しでも下げたほうがいいのではないかなと思うから言うわけです。多少は還元されると思うのです。

○河井勝久委員長 それは、もう決めてあったことだったから、次に下げるということになれば、来年度の予算のほうにかかわってくる問題ですということ。

○長島邦夫委員 要望いいですか。委員長がそういうふうにおっしゃるのであれば、ぜひそこら辺も考えてほしいなというふうに思います。よろしいですか。

○河井勝久委員長 質問いいですね。

それでは、ほかにございますか。

柳委員。

○柳 勝次委員 1点目だけ、今、介護保険の施設のことについていろいろ出ていました。今後どうなるかわからないのですけれども、後学のためにちょっと教えていただきたいのですけれども、音楽著作物使用料というのは、私はよく一般的には1曲歌うと、この著作権料は作曲家だか歌手だかに行くのだよというような、そんなことを聞いておったのですけれども、これずっと調べてみると何か、毎年、毎年同じ額なのです。ですから、私の判断が違っていいのかと思って。今さら聞くのもちょっとおかしいのですけれども、ちょっと教えていただけますか。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えさせていただきます。

なごみ、やすらぎの音楽著作物使用料の関係でございます。こちらにつ

きましては、社団法人日本音楽著作権協会のほうにお支払いしているわけ  
でございますが、基準がございまして、基準の中では宴会場というふうを決  
まっていますのですけれども、そのカラオケを使用する宴会場の面積に応じて  
月額で使用料を決めているということでございます。ちなみにこれは消費税  
が入って、なごみのほうは 9,450 円が月額でございます。やすらぎは  
7,870 円でございます。

参考までに申し上げますと、消費税抜きの金額で大変申しわけないので  
すが、その宴会場の面積が 10 坪までは 3,500 円、20 坪までは 7,500  
円、50 坪までが 9,000 円というような基準があるということでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 柳委員。

○柳 勝次委員 ちょっと理解できなかったのですけれども、広さに応じて  
3,000 円とかなんとか、随分この額からいくと安いのですけれども、例えば  
なごみが 11 万 3,000 円、やすらぎが 9 万 4,000 円というような。もう一度、  
済みません。この根拠が。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 大変失礼いたしました。では、申し上げます  
と、なごみにつきましては、その使用している面積が 92 平米でございます。92  
ですので、坪数にいたしますと 28 坪弱ということで、先ほど申し上げました  
基準から申し上げますと 50 坪までの 9,000 円に該当いたします。9,000

円の消費税で9,450円が月額と、これの12月分です。同様にやすらぎにつきましては66平米ですので、ちょうど20坪ですので、先ほど申し上げました20坪までが7,500円ですので、その消費税分、7,870円が月額ということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 39ページの雑入の介護保険利用料助成金の精算分、これはどうして歳入で入ってきたのか伺いたいと思います。

それから、70ページのホームヘルプサービスですが、昨年在が63万2,000円で、落ちているわけです。アンケートをとったら在宅を希望する方が多いということであったわけです。これが介護保険の関係の要介護の人ではありませんけれども、利用者がやっぱりそういう部分に比例して私はある程度維持されるのかなというふうに思っているのですが、これ減った理由が何か伺えたらと思うのです。

それから、その下のデイサービス、これ例えば葬儀などで預けたいということが出てくると思うのですけれども、そういう場合に急に依頼しても入れるようになっているのか伺いたいと思います。

それから、71ページの地域包括支援センター事業なのですが、昨年末に高齢者の戸籍だけ残っていたというような問題がありましたけれども、

嵐山ではそういうのがなかったということなのですが、ただこういう独り身とか、身寄りのない人とかいう人たちへの社会参加というか、やっぱりここが中心になってくるのかなと思うのですけれども。地域包括支援センターとしては、どんな活動を 22 年度されたのか伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、39 ページの雑入の介護保険利用料助成金精算分でございます。こちらにつきましては、従前より介護保険利用料助成金という制度がございまして、助成を行っているわけでございますが、新たに高額医療高額介護合算制度というような制度が始まりました。こちらにつきましては、同じ医療保険に入っている世帯内で医療保険と介護保険、双方で一定限度額と設けまして、この限度額を超えた場合には助成をするというような制度が始まりました。これの適用となった方で既に介護保険利用料助成金を払っている方がいるわけです。この新たな制度を導入したことに伴いまして、介護保険利用料助成金を払い過ぎてしまったというような方がいらっしゃいます。そういった方に対しましては、新たに始まった高額医療高額介護合算制度のほうでお支払いをさせていただきますので、払い過ぎたものをお返しをいただいたというようなことでございます。そのお返しいただいたのが 33 万 2,039 円というような形になっております。

続きまして、70 ページのホームヘルプサービス運営事業の在宅高齢者

生活指導員派遣事業業務委託料の関係でございます。こちらにつきましては、昨年に比べて金額が26%と減っているわけでございます。お使いになった時間が平成22年度は204時間ございました。平成21年は276時間ということで、時間数にいたしますと72時間ほど減ってございます。お使いになった対象の人数は7人ということで、これは変わってございません。この時間数でございますが、とりあえずその本人の状況、本人の希望、こういったことを勘案をいたしまして派遣する時間数等を決めております。そういったことから、22年度につきましては減少したということでございます。

デイサービスの関係でございますが、こちらにつきましては、これは介護保険対象外のデイサービスでございますが、先ほど例えば葬儀等で急にとこのようなお話がございましたが、デイサービスにつきましては、そういった使い方ということではございませんで、やはり定期的にその日常生活、在宅で、例えば1週間丸々お一人でお過ごしをするのが難しいというような方があれば、週に何回かおいでいただいて日中をお過ごしいただくというような形のサービスでございますので、仮に急に家にいることができないということであれば、ショートステイ、こういったものをご利用いただくというような形が適切ではないかというふうに思います。

それと、71ページの地域包括支援センターの関係でございます。どのようなひとり暮らしの高齢者、身寄りのない方の高齢者、こういった方の社会参加についてどのようなことを行ったかというようなお話でございますが、町

ではこれは介護予防事業といたしまして、いろんな教室、講座等々行っております。一般高齢者ということで、元気な高齢者ということでございますが、例えばシニアいきいき講座、目指せ 100 歳、ふれあいの会、元気はつらつ講座、こういったいろんな講座にお誘いをしていると。そういった講座のほうに赴いていただきまして、皆さんと触れ合ってください。あるいは運動機能、口腔機能、こういった向上、維持に努めていただく。あるいは、地域包括支援センターといたしましては総合相談事業というものも行っております。何か相談事があればセンターのほうでお聞きをすると。その相談に対して支援等が必要であれば、職員のほうが支援を行っていくというような形で取り組んでおります。

以上でございます。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 初めに 39 ページの介護保険利用料の関係なのですが、これは何で支払い過ぎてしまったのですか、そういうシステムになったのに。どんな間違いで、普通はないわけですよ、22 万支払うということは、通常。そのときは担当ではないから、わからないのでしょうか。

それと、サービスを受けた人は理解をして返していただいたのか伺いたいと思います。

それから、デイサービス、ちょっと私も勘違いしてしまって、ショートと勘違いしてしまいました。

地域包括支援センターなのですけれども、前にちょっとこれ話したかもしれませんが、東京の弁護士会館で講演会があったときに、品川地域包括支援センターが先ほど言ったような身寄りのない方への実際に訪問をして、それで確認をして、いろいろなものに参加してくださいというように、直接呼びかけをしたというのです。やっぱりそこまでしていかないと、なかなか社協がいろんな事業をやっているのだけれども、参加してもらえないのだということで、町はどういうことをしたのかなということを伺うのですが、わかりました。今後いろんな参考にさせていただいて、直接出向いていくということではないみたいなので、少ないみたいなので。ごめんなさい。ちょっと最後のほう、私関係ないことを書いていた。間違いだったら、ちょっと訂正、答弁をお願いしたいと思うのですが。では、それをお願いします。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、最初は39ページの助成金の精算でございます。これは事務手続上、その処理をする時期の違いがございまして、最初に介護保険料の利用料助成事業を行ったわけです。その後この高額医療高額介護合算制度というのが創設されたことに伴いまして、後からこの制度ができたわけです。後から適用した関係でございますので、これは間違っただということではありませんで、最初に払ったものを後から新しい制度ができたもので、それを適用させて精算をしたということでございます。当然お返しいただいた分につ

いてはご説明をさせていただき、納得をした上でお返しいただいたということ  
でございます。

それと、2点目の地域包括支援センターの事業でございますが、当然相  
談というのはいろんな形でございます。電話なり、訪問なり、あるいはこちら  
から赴くということも当然行っております。事業に関しましても機会があれば、  
お誘いをしているということでございます。

また、委員さんご案内のとおり町のほうで、今ひとり暮らしの高齢者宅に  
見守り事業ということでやっております。そういった中でも定期的に訪問し、  
必要に応じ、各種教室、講座等へお誘いをするということも当然行っており  
ます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 それでは2点ほどお尋ねさせていただきますけれども、ペ  
ージ数でいきますと、70ページのやすらぎの関係なのですけれども、委員さ  
んも何人か質問をしておりますけれども、違う観点から、済みませんが、お  
尋ねします。

まず、利用の関係なのですけれども、こちらのほうで決算ですから、報告  
が出ていますが、平均利用といたしましては28.9ということですが、これは  
町内、町外に分けますと、どんな感じなのでしょう。

それと、あそこではインストラクターさんによりましての健康指導等が機械を使っていることがありますけれども、前年も私、健康管理データみたいなものを把握をきちっとして、その指導によって結果がどんなふうに出ていますかというふうなお尋ねを前年度にしましたが、その時点では、そこまではまだいっていないというふうなお話の答弁だったような気がしておりますが、1年たちまして、今年度はその辺のところの改善ができていますのかお尋ねをいたします。

それと、インストラクターさんは、今何名ぐらいで行っているのか。それと、インストラクターさんによつての健康管理の健康器具を利用している、40歳以上だったかなというふうに思っていますが、1日平均利用者の中にはどのくらいその方たちが入っていて、一般の目的でありますお年寄りの介護予防の関係の方と比較しますと、どの程度差が出てきているのかお尋ねをします。

それと、次のページの71ページですけれども、高齢者のスポーツということで促進事業ということですが、ゲートボール場の管理というものが材料費ということで4万9,800円ほど出ていますが、なかなかゲートボールもする方たちが大分少なくなってきたということで、ちょっと寂しいかなというふうには思っているのですけれども、元気でいていただくためには、こういった外での健康につながる事業も必ず必要になってきているわけですが、何力所ぐらい、どのようなこれは材料費ということですが、砂なのか、あるいは小屋

なのか、何かわかりませんが、どうなったのかお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、私からは1点目のやすらぎに関してお答えをさせていただきたいと思います。

利用者の町内、町外の内訳というようなご質問でございますが、やすらぎは平成22年度、総数で8,931名の方が利用していただいたわけですが、町内が8,023人です。町外が908人、合計8,931人でございます。

それと、その次のインストラクターをお願いしての健康指導の関係でございますが、大変申しわけございません。長寿生きがい課のほうではちょっと所管しておりませんで、健康いきいき課のほうかと思うのですが、大変申しわけございません。

では、2点目のゲートボール場の原材料費につきましては、副課長のほうから答弁させていただきます。

○河井勝久委員長 戸野倉副課長。

○戸野倉弘美長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 ゲートボール場の原材料費の内訳について申し上げます。

まず、砂と塩化カルシウムのほうを配布しておりまして、砂につきましては

は4ゲートボール場、続きまして塩化カルシウムにつきましては5地区に配布しております。

以上です。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 では、私のほうが申しわけなかったですね、そのインストラクターの関係は。やすらぎのほうで実際に行っているの、その辺の利用者人数等が出ているのかなというふうにちょっと思ったものですから。

そうしますと、この利用者の関係ですけれども、年間券だとか、半年券だとか、1回券とかというものもありますよね。そういった中で、どのような割合でこの町内、町外の方たちが利用なさっているのか、1点お尋ねをさせていただきます。

それと、ゲートボールの関係ですけれども、4カ所なり5カ所なりというのは22年度は要望に基づいて全部実施ができた、要望に基づいて行われたということによろしいでしょうか。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず、利用に関しましては1年券、半年券、あとは1回券と、この3種類がございます。1年券をお使いになった方は30名、半年券の方がお1人です。残りは1日券というような形になっております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 戸野倉副課長。

○戸野倉弘美長寿生きがい課長長寿生きがい担当副課長 ゲートボール場の砂と塩化カルシウム、それにつきましては要望どおり配布しております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「ちょっといいですか。さっきのインストラ

クターのところというのは健康いきいき課

だと言うんだけど、それはどこに載ってい

るのですか」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 79 ページに載っています。

畠山委員。

○畠山美幸委員 70 ページの事業名5と事業名7に飛んでいて6がないのですけれども、昨年度のですと6の事業に在宅介護支援センター運営事業ということで、嵐山町在宅介護支援センター運営事業委託料菅谷地区と七郷地区ということで200万円ずつ載っております、おおむらさきとらんざん苑だということで書いてあるのですけれども、ことはどちらにその部分が、今回の課がいろいろ変わったものですから、そういうので変わっているのか、それとも委託料がなくなってしまったのか、お聞きしたいと思います。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

平成21年度まで在宅介護支援センター運営事業ということで、平成21

年度 400 万円、決算であるわけですが、こちらにつきましては初期の目的を達成したということで 22 年度から廃事業を行ったというような形でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 あともう一点なのですけれども、今までシルバー人材センターのほうの補助.....

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸委員 質問できるかなと思ってまぜてしまったのですけれども。

○河井勝久委員長 ちょっと最初の質問のことのあれだったらいいのですけれども。

〔「次々そういうふうな形でOKになるんだっ

たらそれでもいい。今までと違うルール」

と言う人あり〕

○畠山美幸委員 だめ。では、いいです。

○河井勝久委員長 では、ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 70 ページの老人クラブの助成事業なのですけれども、これも何か予算と比べると2団体がことし減少したのですか、この決算ですと。

それで、今、実際にこの老人クラブの組織というのは連合会と、あと 20

団体補助が出ているということですが、今一番、22年の3月で見たときに、この20団体とか組織でどのくらいの皆さんが、お年寄りが加入しているのか、わかりましたら教えてください。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

今、議員さんご質問の中に20団体ということでお話ございました。会員数でございますが、総数で905名の方が加入をされております。参考までに申し上げますと、21年度、このときは22団体ございまして1,039名会員さんがいらっしゃいました。こちらについても、なかなか活動が難しくなっているというような状況があるのかと思ひまして、団体数も会員数も減っているような状況というふうにとらえております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 やはりこの間の補正予算のときなんかでも高齢化率が出ていまして、それで非常に国民健康保険の制度なんかにおいては、まだまだ嵐山町の場合は健康度があるというような説明いただいたわけなのですが、この高齢化がどんどん、どんどん進んでいる中で、やはりこういった組織が少しどんどん、どんどんやっぱり衰退していっていると、人数が減っているというようなあたりについては長寿生きがい課ではどのように分析されていますか。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

組織の衰退化というのでしょうか、そういったことについては大変危惧をしておるところでございます。今後、高齢者がふえてくる、高齢化率が高くなる、こういった状況にあって、やはり高齢者の生きがいづくりというのでしょうか。いつまで元気で地域で生活できるような状況を整えていくというのは、大変重要なことだというふうに認識はしております。こうした老人クラブへの助成につきましても、そういった趣旨から行っているというものでございます。

また、これ以外には、例えばシルバー人材センターへの助成もしておるわけでございます。こういったものも、いつまでも元気で仕事をされて、それが生きがいにつながり、健康維持できるというようなことを目的としています。こういった事業を今後も継続していく中で、今、申し上げたような状況をつくっていったらというふうに思っております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうしますと、やはりその辺は町がある程度、やはり元気なお年寄りが町民体育祭だとか、春のときも行ってやっぺらっしゃいます。それで、こういったところをもう少しやはり嵐山町も元気が出てくるような方法というか、仕組みというか、考えていかなければいけないのではないかと、いうふうに思うのですよ。それで、どんどん、どんどんお年寄りなんかふえて

いくわけです。そういう中で、私なんか地域にあるお年寄りなど見ましたら、月に2回、公民館というのですか、神社の周りを掃くとかやっているのです。それで、そういう中で、なかなかそこから今度は65歳以上が対象になると思うのですけれども、そこからの方がなかなか入ってこないというようなところも、もう少し、せつかくこういう立派ないい組織があるのだから、さっきも言ったようにだんだん嗜好が変わってきているというのはわかるのだけれども、やはり大事なその地域、地域の一つの宝だと思うのです。それについて、ぜひ町のほうでも力強く指導して、ここが広がるような仕組みづくりを考えていてもらいたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 要望ですか。

ほかにございますか。

金丸委員。

○金丸友章委員 71ページの事業名の13、地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業ですが、これの対象、これは利用者になるのか、地域になりますか、その対象者と、それから事業の内容についてお願いします。

○河井勝久委員長 青木長寿生きがい課長。

○青木 務長寿生きがい課長 それではお答えをさせていただきます。

71ページの地域介護・福祉空間等施設整備事業 157万5,000円でございます。こちらにつきましては、事業の対象者といたしましては嵐山町社会福祉協議会でございます。

内容は、グループホームをこの社会福祉協議会で運営をしているわけですが、グループホームにスプリンクラーを設置をしたというような事業に対しまして助成をしたものでございます。経緯でございますが、実はご案内のとおり平成22年、たしか3月だったと思うのですが、札幌市でグループホームが火災に遭い、7名の方が亡くなったというふうな事故がございました。その事故を受けまして、今まで一斉に全国各地のグループホームの点検を行ったということでございます。そうした中で、例えば消防法で設置が義務づけられている施設であっても、設置がしておらなかったりというようなことが発見されたというようなことがございまして、国が10分の10の補助金を設け、それで一斉に設置を促進をしたということでございます。

この社会福祉協議会で運営しておりますグループホームにつきましては、消防法上の設置の義務はない施設でございます。これは面積要件があり、その面積要件より小さいということがございまして、法上の規定はないのですが、10分の10ということもございまして、設置をしたと。それに対して町が補助をしたという内容でございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

---

再 開 午前11時30分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて環境農政課並びに上下水道課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まず、39 ページなのですが、資源物売却代金なのですが、これがまた昨年よりもたくさん入ってきてよかったのですが、これは事情としては単価が上がったということか、それとも資源物がたくさん集まったということなのか伺いたいと思います。

それから、84 ページなのですが、これは地球温暖化防止設備設置補助金 122 件なのですが、具体的にはどのような内容なものが多かったのか。そして、効果としては絶大な効果が上がるというふうな対費用効果としてはどのような感じで受けとめることができるか伺いたいと思います。

それから、90 ページです。90 ページの営農推進員ふるさと雇用再生事業委託料で、これは新規就農の方を具体的に開発するとか、そういった方のサービスだったと思うのですが、具体的には新規就農の方とか、そういった形の方がいらっしまったのかどうか、またそんなご相談があったのかどう

か伺います。

それと、私ちちょっと見つけれなかったのですけれども、21年度にため池台帳を設置しました。それについて今度どこら辺でどのような活用のされ方があったのか、それがちょっと見つけれなくて、農業委員会になるのか、どこなのかなというのがある、その点について伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、お答えさせていただきます。

最初に、39ページの資源物の売却代金の件でございますけれども、量的には昨年というか、21年に比べまして若干落ちているというのが現状でございます。

ただし、委員さんご指摘のとおり単価が若干ずつ上がっていると。この単価につきましても、そのときの相場ということでやっていますので、はっきりして幾らが幾らになったということではございませんけれども。例えば段ボールでいきますと、22年度は7円50銭が8円が主流だったと思うのですけれども、その前年につきましては6円から7円。また、新聞紙につきましても、21年度につきましては6円50銭から8円、これキロ単価ですけれども。それが8円余りが中心になっていると、そのような事情による増ということになると思います。

続いて、84ページの温暖化防止事業の内訳でございますけれども、122の内訳を申し上げますと太陽光発電が22基、ヒートポンプ型給湯器

38基、潜熱回収型の給湯器60基、太陽熱温水器が2基ということでございました。

費用効果ということでございますけれども、私どものほうの考え方とすると大分効果はあったと。ただ、データの的にそれがどのくらいかということになりますと、そこまでの把握はしてございませんし、機種によっても大分差があるということもあまして、ではどのくらいかと単純にはちょっとお話しできないというのが現状でございます。

それから、90ページでございます。営農推進員さんの内容でございますけれども、去年は新たにというのが、これ新たにと言えるかどうかちょっとわからないのですけれども、お一人農家の方の跡取りというか、まだ若い50がらみの方が今後農業をやってくということで退職されてやっていくというのが、新規かどうかということになりますとそういう話になりますけれども、基本的に営農相談会を毎月第2、第4水曜日に実施しておりまして、それぞれ野菜のつくりの仕事とか、水稲、また柿の落下防止の相談だとか、また外部から酪農をやりたいけれども、どうだろうかとか、そういうようなお話をいただいて、相談員が東松山振興センター等と一緒に指導しているというようなことでございまして、延べの相談の人数とすると145名の相談を、何人かのグループで一緒にお話しさせてもらったりしているということも含めまして145名のご相談を受けているというような内容になります。

それから、ため池台帳の活用でございますけれども、私どもの事務の調

べの中で活用していることを言っているのが現状でございます、では、これをすぐすぐ台帳を整備したわけでございますけれども、問題があった池とか、例えば漏水があるだとか、そういうお話をいただいたときなんか台帳で確認している、状況を把握するという活用の仕方が主なものになると思います。

以上でございます。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ため池台帳なのですけれども、私は耕作放棄地の対策にある程度使われていくのかなというふうに思っていたのですけれども、そういうふうな形の使い方はせずに、ため池の修繕とか、そういう形のみという形なのでしょうか。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきたいと思います。

耕作放棄地とは直接はつながらないと言ったら変なのですけれども、実情とするとため池とのリンクというのはなかなかないのかなと思っております。

ただ、その流域の田んぼなりなんんりの状況等というのは台帳の中に水利権や何かの関係も記載されておりますので、そういった面では活用できるということで私どものほうは把握しております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかに。

吉場委員。

○吉場道雄委員 では、2点ほどお聞きします。説明書の84ページ中ほどにある美化清掃運動ごみ等の処分、美化運動ですか、その下にある傷害保険料ですが、これ少し細かく説明を聞きたいのですけれども。

あと、その次のページなのですけれども、水質等の調査事業ということで河川水質検査業務委託ですか。6カ所で年4回って、その内容を聞きたいのですけれども。その2点です。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、お答えさせていただきたいと思えます。

84ページの美化清掃事業の傷害保険料の件でございますけれども、これは春と秋に2回実施しております美化清掃運動に、記憶によりますと3年ぐらい前からだったと思うのですけれども、事故があったときに保険をとということで、春につきましては、これも概略の人数で掛けておまして、この数字が参加人数かという、それとはちょっと違うのですけれども、とりあえずご案内のとおり保険は実施する前に掛けないといけないということでございまして、3,415人分、1人当たり9円の保険料をかけてございます。それから、秋につきましては3,429人、この辺の人数がどうかという、春と秋でどうなのかと言われると保険屋さんとの話し合いの中でということでご理解いただきたいと思えます。

それから、85 ページの河川水質検査業務委託でございます。これに関しましては6カ所、年4回ということで実施したわけでございますけれども、市野川、都幾川、槻川等々で2カ所、市野川につきましては矢崎橋とか、相生橋、それから槻川につきましては、谷川橋と八幡.....槻川橋、失礼しました。都幾川が八幡橋と二瀬橋のところでございます。

それで、4回実施しておるわけでございますけれども、全体的に言える結果とすると、大腸菌がどうしても多いというようなことございまして、特に八幡橋、二瀬橋の大腸菌数というのが7月の調査においては多くて、水浴びとか、それについては不適というような内容ございました。

以上でございます。

○河井勝久委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 傷害保険ですか、内容なのですから、ある程度、ごみ拾いの日なんかにはただ缶を拾っているだけではなく、やっぱり志賀2区のほうとかというのはU字溝のふたをとってみたり、また農村部においては草刈り等やっていたり、枝おろしなんかもしておりますけれども、そういうときの傷害は該当しているのかどうかということとですね、ここに122条報告がありますけれども、水質検査なのですから、これ22年の1月8日と23年の1月7日に調べた結果なのですから、先ほど課長のほうで大腸菌の数が多かったということ、ここでも示されたように大腸菌の数は非常に多いわけなのです。市野川においては少なかったですけれども、槻川、都幾

川では谷川橋ですか、24倍ですか、前の年よりか。計算で1,400から3万3,000ということで数字、記号はわからないのですけれども。また、槻川橋では230から1,100ということで5倍。また、八幡橋、二瀬橋では3倍とか8倍とかかなり多くなっているのですけれども、調査するだけなのか、それともこの結果をどのように生かしているのか、お聞きします。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、お答えさせていただきたいと思いません。

保険の関係でございませけれども、ごみゼロ運動に参加した方。ですから、変な話、危険度が多いという話、枝を切ったり、側溝のというものも対象にはなっております。ごみゼロ運動に参加したということが対象になるということでご理解いただきたいと思えます。

ですから、その日1日の保険でございまして、ではもっと高い保険がいいのではないかとかいろいろあるかと思えますけれども、今まで安心料というか、そういった意味も含めまして掛けさせていただいているということでご理解いただきたいと思えます。

それから、河川の水質検査でございませけれども、これは比企地区で、東松山管内の流域の合同調査ということも兼ねてございまして、こういったデータをもとにときがわ町においては合併浄化槽の取得の方とか、そういった動きになってきているのかなと。河川の話でございまして、極端に言ってし

まうと上からちゃんときれいにしてもらわないとということもございまして、では、町はということで考えますと、できる限り、今、上下水道課のほうでも動きがあるように、市町村型の合併浄化槽とか、そういった形で対応していくという方向づけでやっていくということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○河井勝久委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 傷害保険ですか、私が聞いたのは団地のほうでもU字溝のふたですか、そのときけがしたり、草刈り機なんかでけがしたり、やっぱりそういう関係などでもおられるかということで聞いたわけなのですけれども。例えばちょっと例にとってみますと、水辺再生ということで、あそこの去年ですか、フォーラムやりましたけれども、その下ですけれども、観光協会と県で協定を結びながら、あそこのボランティアでゴミを拾ったりしているわけなのですけれども、ほとんどが草刈り作業なのです。草刈り作業というのは、ゴミとかなんとかだったらボランティア保険はききますけれども、草刈りとか、そういうのは対象外ということで保険に入れないのです。それなんかも対象になっているのかと聞いたかったわけなのですけれども、再度お聞きしますが。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 大変失礼いたしました。詳しい具体的なのはちょっと資料を持っていないので、今……失礼しました。この前も指を骨折という

か、捻挫というか、された志賀2区の方がございまして、その方でも保険適用ということでやっているということでございます。

以上でございます。

○吉場道雄委員 草刈りもということですね。

○簾藤賢治環境農政課長 ええ、草刈りも対象になるということでお願いしています。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 吉場委員さんのところとちょっと多少関係はしてくるのですが、説明書の85ページの不法投棄の処理事業についてお聞きします。

処理手数料ということで83万何がし載っていますが、この手数料というのは昨年までは家電のリサイクルのほうのあれも載っていたのですが、それも含まれているのかどうか、いわゆるテレビだとか一般住民の方から苦情があると思うのです。そういうものも入っているのかどうか。内容的なものをちょっとお聞きしてみようと思いますけれども。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきます。

不法投棄処理事業の手数料の内訳でございます。委員さん、お話しただいたとおり、家電の処理費用も含まれてございまして、21年度の実績といたしますと、パソコンが2台、テレビが39台、冷蔵庫が6台、洗濯機が4台、

計 49 台でございます。このほかに廃プラスチックだとか、21 年度については劇薬、薬品類も不法投棄がありまして、そういった処理費用、また建築廃材、そういった処理費用も含んでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 手数料ということでございますので、職員さんが大体やっていたらそういう、いわゆる人件費的なものは入っていないのだというふうに、これを持っていった業者さんの手数料というふうなことでよろしいのでしょうか。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お話しいただいたとおり処理手数料ということで業者の費用と、人件費は含んでございません。

以上でございます。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 今、吉場さんのほうの質問にありましたですけれども、ここに昨年の場合ですと、やっぱり傷害保険が入っているのです。やはりどなたがするのであっても、不法投棄となると、かなりやぶのほうまで入って行って仕事をしなくてはならない。そういうことは考えられるのです。こういうところのあれからいっても、やはりちょっと見直しが必要だと思うのですが、見解をお聞きしたいというように思いますけれども。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきます。

これ職員がすべて持ち込んでございますので、町の保険というか、公務災害というか、そういうのを含めて補償されていると考えてございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 すみません。83 ページになると思うのですが、荒蕪地の関係ですが、刈り取り委託料、あるいは処分というようなことで 60 万円ほど載っていますけれども、これは刈り取りが平米どのくらい行われたのか、あるいは処分の関係ももちろんのようですが、お尋ねをさせていただきます。

それと、85 ページになりますけれども、生ごみの関係で処理費のほうの補助金が出ていますが、これは 17 件ということで報告がありますけれども、コンポストの関係ですか、あるいは電気の生ごみ処理、どのくらいの割合で補助が行われたのか、お尋ねをさせていただきます。

それと、ただいまの長島委員さんのほうが不法投棄ということで質問をしておりますけれども、この家電の関係以外でも今まではかなり農村部のほうですと土砂あるいは廃材みたいなものもあつたのですが、22 年度はそういうものはなかったというような考え方でしょうか、お尋ねさせていただきます。

きます。

以上です。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきます。

まず、83 ページの荒蕪地整備事業の件でございますけれども、刈り取り委託料につきましては1万3,487 平米、委託費とすると40 円でシルバー人材センターに委託をしております。

また、刈り取り処分につきましては1,437 平米、平米当たり45 円をお願いしております。

なお、前年度に比べますと両方とも、刈り取りについては785 平米ほど多くなってございます。また、刈り取り処分につきましても608 平米ほどふえているかと思えます。これは、大体6月から7月の頭にかけて私どものほう、市街化地域を中心に調査をして、前年のデータもございますので、草の状況を調査して、一斉に通知を出してお願いしているというのが今までのケースなのですけれども、このごろそれに加えて、若干伸びても、また刈ってほしいという隣だとかのご連絡もいただいたりしまして、そういった関係もあるかと思えます。

また、実際には荒蕪地がふえているというか、そういった面もあるのかなと思えますけれども、以前に比べますと刈り取りが確かにきれいだなと、一夏を過ごすには3回なり4回なり刈っていないとというのが現状なのかな

と思うのですけれども、なかなか町内にお住まいの所有者ばかりではございませんで、回数的な問題も今後出てくるのかなと、そのようには考えておりますけれども、内容といたしますと、そういった平米数でございました。

それから、続いて85ページの生ごみ処理器の内訳でございますけれども、コンポストが7基、それから生ごみ処理器につきましては10基ということでございます。これもコンポストも生ごみ処理器につきましても、実際に買おうと思うとピンからキリまであるので、一概に言えないのですけれども、例えば生ごみ処理器、電気のもの、そういったものにつきましては大体2万から5万以内のものが対象というか、申請に上がってきてございます。

それから、不法投棄の手数料でございますけれども、家電の処理費、プラスチック不法投棄された廃プラスチック処分、衛生組合で処分できない廃プラスチック、例えばタイヤとか、そういったものがあるかと思うのですけれども、そういったタイヤ、畳、そういったもの、それから建築廃材、不法投棄された建築廃材、それと先ほどもちょっとお話しさせていただきましたように、薬品を処理した費用でございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 荒蕪地の関係ですけれども、平米数とか単価とか細かく説明をしていただきました。申しわけないですが、所有者の関係で、町内、町外の方たちがもちろんいるわけですけれども、件数的にはどのぐらいの

あれですか。件数の、町の、通知を出したり、対応したりというふうに実施がされたのでしょうか。

続いて、不法投棄なのですけれども、ただいまの答弁によりますと、やはり廃プラや建築材の関係も、もちろん 22 年度もそういうものもあったというふうな答弁で、聞き方でよろしかったかお尋ねします。

以上です。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、この1点目につきましては、村田副課長より答弁させていただきたいと思っておりますけれども、その前に私のほうから不法投棄のものについては委員さんお話しいただいたとおりでございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 それでは、暫時休憩いたします。午後の再開、1時30分から。

休 憩 午後 零時01分

---

再 開 午後 1時28分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境農政課及び上下水道課に関する部分の質疑に入ります。

先ほどの答弁漏れの関係がありますので、村田副課長、よろしくお願

します。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 大変失礼しました。平成22年度候補地の町内、町外の件数及びその割合につきましてお答えをさせていただきます。

まず、調査対象地としましては、全筆187筆ございます。そのうち29筆が町内、158筆が町外でございます。割合にしましては、町内が16%、町外が84%でございます。

実際、通知を発送しました筆数につきましては165筆が全体でございまして、そのうちの27筆が町内、町外が139筆ございまして、割合としましては町内が16%、町外が84%。

以上でございます。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、町内、町外の関係ですけれども、町外の方がかなり多いということですが、この中には会社関係が持っているところというものもあるかと思うのですが、そのところを1点。

それと、通知の発送ですが、これは町のほうである程度6月か7月ごろと先ほど答弁の中にあっただと思いますけれども、何回か危険な、その都度、どういうふうな町民からの要望があるのか、町のほうが図っていいまいしょうか、連絡をとっているのか、その通知発送の決まりみたいなものがあるのでしょうか。その辺少しわかっていませんで、お願いしたいと思います。

それから、不法投棄の関係ですけれども、家電の案件とか、それ以外のものがあるというふうに答弁していただきましたけれども、これは不法投棄したが、わかる場合があると思うのですが、その先の連絡は警察とか、いろいろあるのでしょうかけれども、それもやはり先ほどの荒蕪の関係と同じように、町外からの持ち込み、あるいは町内からの持ち込みの場合も、どのくらいのペース割合で22年度あったのか教えていただければと思いますけれども、お願いいたします。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 それでは、お答えさせていただきます。

候補地に関しましては、村田副課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。私のほうからは、不法投棄の件についてお答えさせていただきたいと思います。

連絡なり、私どものほうがパトロールなりして不法投棄を発見した場合、まずどのようなものの中にあるかと、袋とか、そのごみの中から住所なり名前なりを特定できるものをまずあるかどうかを判断いたします。あった場合、その前に、一応写真は撮っておくのですけれども、現状がわかるということで、それに基づいて、一般家庭ごみ系であれば、名前が出たものについては小川警察署生活安全課にご相談をさせていただいて、確認できるものはしていただいております。

それと、産業廃棄物関係につきましては、ほとんど名前とか物的なもの

がないというのが一般的な現状でございます。ただ産業廃棄物については、特に広域にわたっての不法投棄ということも考えられますので、ほかのところで上がったとき、警察が上げたときのことと考えて、産業廃棄物関係については小川警察署のほうに連絡をしておるといようなのが現状でございます。

また、町外町内というのが、特にそこまでは。ただ、町外の人も何というかありました。ということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○河井勝久委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 候補地の社有地、会社の持っている土地につきましては、平成22年度におきましては一応7社になっております。名古屋のところの業者さんが1社、あと小川が2社、嵐山町の町内の業者さんが1社、東松山が2社、坂戸、北本で1社ずつございまして、計7社の社有地が候補地としてございます。

それと、あと候補地をどのように連絡するかの手順でございますけれども、おおよその目安としましては、5月中に職員が現地を大方パトロールさせていただきまして、草が生えている状況を確認させていただいて、6月の10日前後にはその結果に基づきまして郵送のほうで発送をさせていただいて、適切な管理をしていただくようにということの促しをさせていただいてるところでございます。どうしても個人で管理ができないものにつきましては、

町のほうに相談をいただきまして、シルバー人材センター等の、そういう外部業者のほうに適切な管理をしていただくようなお話のほうをさせていただいているところでございます。大体管理の最終としましては、8月いっぱいぐらいにはその管理が適正できるよということ、シルバー人材センターとも協議をさせていただきながら進めさせていただいているところでございます。

先ほど、課長が午前中に冒頭説明をさせていただいたとおり、やっぱり草の伸び状況によりましては、もう8月で刈り終わった段階で、また伸びているものにつきましては、また職員がパトロールさせていただいたりとか、あと周り近所の方の要望等もございまして、それに合わせてまた再度通知を発送させていただきながら、適当な管理に努めさせていただくようにご協力を願っているところでございます。

以上でございます。

#### ○河井勝久委員長

ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 86 ページの上の表の一番下の動物死体処理業務委託なのですが、昨年が 28 万 3,500 円だったのです。大幅にふえている理由を伺いたいと思います。

ちなみに昨年ハクビシンが 36 匹、アライグマが 101 匹だったのですが、

その辺は大きくふえているのかどうか、もしわかりましたら伺いたいと思います。

それから、90 ページの農業者フォローアップ事業、これは電気さくだけのことなのでしょうか。もしほかにあれば伺いたいのですが。ちなみに電気さくは何件ぐらいで取りつけられたのか伺いたいと思います。

それから、105 ページの都市下水道の管理事業なのですが、大沼の清掃業務があるわけです。昨年もありまして、距離がぴったりですから、同じところなのかなと思うのです。ほかを見ると、昨年はやっているけれども、今年は載ってないというのがあるわけですか。なぜ大沼のが毎年やらなければいけないのか伺いたいと思います。

それから、107 ページの金皿山の件なのですが、公園の整備ができたということですがけれども、滑川に向かって右側に沼があります。沼の反対側からユンボなど工事してあるのですけれども、あそこのところはあのまんまでもう終わりということなのでしょうか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきたいと思います。

まず初めに、86 ページの動物の死体処理委託業務でございます。この件につきましては、22 年の4月1日から 25 年の3月 31 日ということで複数年契約をさせていただいておるものでございまして、以前は土日、祝祭日等、日直にかなり連絡がありまして、私ども担当課の職員が対応していたという

現実でございます。そこで、今回の契約につきましては、土日、国民の祝日、年末年始等も組んで委託をさせていただいております。

それから、処理件数なのでございますけれども、犬が5匹、猫が82匹、アライグマが96匹、ハクビシン37匹、タヌキ50匹、鳥13匹、その他12匹、計295匹を処理したものでございます。

ちなみに1件あたりは約1,600円ぐらいの処理費と、単純に契約金額から処理の件数を割った数字で6,144万円ということになると思います。

それから、90ページのフォローアップ事業でございます。フォローアップ事業の中には、この中に10件のものについて、合わせて120万7,000円のほうを支出したものでございまして、電気さくについては2件の申請に基づいて設置させていただいています。それから、ほかにはパイプハウスだとか、農業用の、それから酒米の補助とか噴霧器の購入に対する補助とか、ガスボイラー等々が含んでございます。

続いて、107ページの金皿山の整備工事の関係でございますけれども、広野2区の駐車場の近くから園路とかさく、それからベンチ、頂上については、かなり議員さんお話ししていただいたところが、頂上から見るとがけになっているのです。それで、防護さく等を施した事業内容でございまして、沼のほうは、実際には傾斜がきつくてどうにもならぬ状態ではないと、あのままということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今、沼のほうのお話が出ましたけれども、今滑川に行く町道については今年度まちづくり整備課のほうで今調査費が出ています。

したがって、あの道を拡幅すると。そうすると今、川口委員お尋ねのところに、今防災広場から持っていった泥が仮置きがしてあります。それは、嵐山と滑川のその道路改良に使うということになっていますから、今は仮置きの泥が一定のものは外に出ていくということになりますし、道路の改良に合わせて、ではその金皿山の公園のほうのところが例えば擁壁ができるなら、今度その設計の中で考えますから、その後あそこをどうするかというのは、例えば、場合によったら桜を植えたらどうかとか、今、がけはどうにもなりませんけれども、その下にある程度の広場ができるのだなというふうに思っています、それについてはまた別の事業で整理をしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 お答えさせていただきます。

105 ページの大沼排水路、都市下水路の清掃業務委託の関係でございますが、なぜここを毎年というご質問でございますが、大沼排水路につきましては、年に1回の清掃をさせていただいておるのですが、距離的には確かに議員さんおっしゃるとおり、同じ距離で、場所的には市が高橋材木さんの

裏側、県道の菅谷—寄居線の下流側から市野川に出るまでの志賀2区地内の水路等でございます。

それで、この水路は、かなりの堆積物だとかのり面、護岸はされているのですが、そういうところに雑草等も繁茂してきますので、それとここの大沼排水路の修正区域、水が集まってくる区域は、ご存じのように、平沢の大沼のほうからずっと入ってくるわけですし、かなりのこう面積をしょっております。昨今のゲリラ豪雨だとか、そういうふうなときにでも、流量的にかなりこうスムーズに流れるようにするためには、年に1回、粘土の清掃業務に努めていたほうが、その辺の改善、被害防止にもなるかなと。そういうふうなこともありまして、ここ何年来か、毎年1回整備をさせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 動物死体の関係なのですが、33 ページにアライグマの処理の委託金あるわけです。そこには 90 頭とあるのですけれども、この 96 頭、90 頭の死体というのは何なのでしょう。

それから、この大沼の排水路なのですが、今回相当あったわけですが、そうすると根本的なものというのは、直さないとだめだということですよ。ちょっとわからないのですけれども、その土砂等が流れ込んでしまうわけですよ。ですから、土砂、その沼に要因があれば、ある程度処理が可

能なのかなと思うのですけれども、ちょっとその辺はわかりませんが、土砂の流れ込む要因というのは。そこをきちんとすれば、大雨のときもあふれ出すことはなくなるというふうに思うのですけれども。ちょっと伺いたい。

以上です。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 答えさせていただきます。

90頭と96頭ということで6頭の差があるというご指摘でございますけれども、この県の90頭につきましては、便や何かを検査をして、検査をほかに回すという対象ということで、私どものほうが捕獲した件数ということでご理解いただきたいと思っておりますけれども、あとの6頭というのは、道路や何かでひかれたり死んでいるものということでご理解いただければありがたい。

以上でございます。

○河井勝久委員長 大澤上下水道課長。

○大澤雄二上下水道課長 答えいたします。

大沼の都市下水道のことですが、土砂が入らなければということでございますけれども、必ずしも沼からだけの土砂の流出ということではなくて、修正区域内周辺の宅地なり農地なりというところからの流れ込み、あるいは道路側溝も当然、雨水ですので、接続されております。そういうところからの流入ということで、特別にどこからかの特定の場所からの土砂流入ということでないものですから、それを除去できるかという、そういうことではないの

で、土砂災害になるようなこう泥の量ということではなくて、長い日数の間に蓄積をしてくる、微量のものが長時間にわたって堆積がされると、その除去等をするための清掃ということをご理解をいただければと思うのですが。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 1つは89ページなのですが、地産地消事業の中身をお聞きをしておきたいと思います。

それから、予算書には具体的には反映されていないのですが、今年度個別所得補償が行われたと思うのですけれども、その具体的実績というのですか、それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 篠藤環境農政課長。

○篠藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきたいと思います。

最初に、89ページの地産地消事業でございますけれども、まず報償費10万円ということでございますけれども、町内の小学校5年生を対象に農業体験学習ということで、田植え、稲刈り等々ですが、ご協力いただいている、ご指導していただいた方にお出ししているものでございます。

ちなみに、田植えにつきましては、菅小が6月10日、志賀小が6月15日、七小が6月16日に実施いたしました。また、稲刈り等は9月の下旬から10月の1日ということで、3校にご指導いただいたものでございます。

需用費につきましては、これは特別栽培農産物の認証のシールというこ

とで、直売所に出荷しております方の特別認証のシールの印刷ということで、内容はそういうことになっています。

それから、原材料費でございますけれども、いきいき野菜出荷組合に芋、苗、野菜、種、肥料等の購入の補助ということでございます。これは実際には学校給食の使用の地元野菜ということですのでございます。

それから、米の戸別補償制度の事業の交付金でございますけれども、ご案内のとおり、お米につきまして補償するものでございまして、10アール分については自家処理ということで、それ以上をつくっている、販売しているものが対象になりますけれども、水稻につきましては135件、交付金が3,291万4,350円、小麦につきましては14件、1,954万3,000円、そのほか大豆、ソバ、飼料作物、飼料米、その他作物として野菜、花卉、景観形成、地力増進ということで、全部を含めると142件、交付金額が5,986万9,150円という結果でございました。

以上でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 農業センサスの中で、農家と言われる部分はどのくらい町のほうでは把握をしているのでしょうか。同時に専業農家というのはどのくらい把握を、農家数というのはどのくらい把握をしているというふうになっておりましたか。

同時に水田の利活用及び自給向上事業の中で、松本さんいるからです

けれども、農家自身がこの事業を活用したという件数というのはどのぐらいになっているでしょうか。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えしたいと思いますけれども、農業センサス、また兼業農家につきまして、今資料手持ち持っていないものですから、お時間をいただければ調べてまいります。

それから、水田の利活用ということで、どのくらいのが内容的にもう一回ちょっとご説明いただければありがたいのですけれども。申しわけございません。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 先ほど農家の戸別所得補償の中で、麦、大豆等の交付金そのものについては14件というふうに言われたのですが、そういう点では今嵐山町の中でのその活用しているというのは、一番多いのは小麦かなというふうに思うのです。そういう点では、農家個人がその事業を活用して奨励金というか補助金というか、その部分をもっている人たちも、あるいはいるのではないかなというふうに思うのですが、ある種その部分については専業農家数になるのかどうか、その辺はちょっとわからないのですが、そうしたものの部分が農家数の全体としてどのくらい、14件のうちどのくらいあるのだというふうな把握をしているのでしょうか。

○河井勝久委員長 ただいまの件について、では簾藤環境農政課長。

○**簾藤賢治環境農政課長** 的確なお答えになるかどうかわからないのですが、大豆については4件、ソバについては1件、飼料作物については3件、飼料米については3件、その他作物の野菜については5件、花卉については1件、景観形成地力増進作物については5件ということで私のほうは把握してございます。

○**河井勝久委員長** 今の説明に対する、まだ説明が足りてないという、質問ではなくて。

○**清水正之委員** さっきのは具体的に内容がわからなくてということでもう一回言ったのですから、あと1回残っているわけですね。

○**河井勝久委員長** 清水委員。

○**清水正之委員** 今、課長が言われたのは、水田の利活用事業の自給事業の件数だと思うのですが、所得補償の中に、米の所得補償のその中に、その所得補償の部分と利活用事業の部分が含まれていると思うのですが、そうするとさっきの14件というのは具体的には何か数字がちょっと合わないかなというふうな感じがしたのですが、その辺はどうなのでしょう。

○**河井勝久委員長** 簾藤環境農政課長。

○**簾藤賢治環境農政課長** 大変失礼いたしました。小麦については14件ということで、先ほど申しました大豆4件のほかに、大豆以降の件数をお話させていただきましたけれども、そのほかに小麦が14件ということでございます。

○清水正之委員 水田の利活用には小麦のほかに大豆や飼料作物等についても該当になっていますよね。そういう点では、米の所得補償についての、その14件というのは利活用、一千九百何万とかと言っていましたよね。その部分は、所得補償のどの部分に当たるのですか。135件と14件と言いましたよね。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 水稻が135件で3,291万4,350円の交付金をいただいております。それから、小麦については農家数が14件で1,954万3,000円、大豆につきましては4件、525万3,500円、ソバにつきましては1件、農家数1件で19万5,000円、飼料作物につきましては3件で67万5,500円、飼料米につきましては3件で109万6,000円、その他作物の野菜につきましては5件で7万4,000円、花卉につきましては1件で5,000円、景観形成、地力増進作物につきましては5件で11万2,800円、トータルしますと、農家数142、5,986万9,150円の交付をそれぞれ受けているということになるわけです。

以上でございます。

○清水正之委員 だから、その水田利活用自給向上事業の中の問題は、先ほど課長が言った小麦以降のもの、以降が水田の利活用の交付金になるわけですよね。だから、その14件というのは、あくまでも小麦の部分だけであって、大豆や飼料作物という形で今言いましたけれども、その部分は合

計で何件で幾らか、それが水田の利活用事業の中の交付金になると思うのですが。後でもいいです。それと、専業農家数等も含めて後で資料ください。

○簾藤賢治環境農政課長 大変申しわけございません。

○河井勝久委員長 先ほどの農家数、専業農家数、それから今の問題も含めて、では後で。

○簾藤賢治環境農政課長 はい、わかりました。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

青柳議員。

○青柳賢治委員 84 ページの美化清掃事業の環境農政課の部分ですけども、12 番の役務費、美化清掃運動ごみ等処分手数料等が発生してまして、去年のこの資料あたりには載ってきてないような気がするのですが、どのような処分のものが出てきているのか教えてください。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきます。

21 年と 22 年の事業を分けたというのが一つ原因かと思っておるのですけれども、以前はこの美化清掃事業と不法投棄処理事業、それと家電リサイクル法に基づく事業、処理事業ということで3本立てだったのです。それを 22 年度につきましては、とりあえず不法投棄処理事業の中に不法投棄と家電リサイクル法に対するものも一緒にした。それから、新たに美化清掃事業、これを切り離した、美化清掃事業のみはっきりさせたというのが実情でござ

いまして、役務費の処分手数料というのは春と秋に皆様に美化運動で集めていただいたものを業者に運んでいただいている手数料ということでご理解いただきたい。

以上でございます。

○河井勝久委員長 青柳議員。

○青柳賢治委員 それで、これも非常に地域、地域によっても大勢の人たちが、さっき保険料の話も出ていて、3,000人からの概算で出てくるわけです。それで、年々その数自体が減ってきているし、何かやっぱり地域の人によっては、関越の下まで拾いに行ったり、やっぱり不法投棄になるのかどうか知らぬけれども、拾ってくるわけです。

それで、ことし22年の決算で分けていただいたということになると、この量みたいなものはだんだん減ってきていると思うのだけれども、去年のその処理したトン数というかな、それとことしあたりの22年のは出ます。

○河井勝久委員長 村田副課長。

○村田泰夫環境農政課みどり環境担当副課長 では、84ページの美化清掃事業の役務費の美化清掃運動ごみ等処理手数料の内訳を再度説明をさせていただきますと思います。

先ほどちょっと課長のほうから、ごみ手数料につきましては、当日の2回のパッカー車代ということでお話をさせていただいたのですけれども、それにプラスこの内訳、61万4,250円の内訳としましては、パッカー車は14万

7,000円が1回でございまして、それが今ウエストさんと新埼玉さんの2社  
お願いしまして、それが5月と10月ということで2回でございまして、その合  
計と、プラスその当時出た廃プラスチックの処理処分費が2万6,250円、  
合わせたものの合計が61万4,250円になっております。

去年の予算建ての中では、不法投棄処理手数料の中に、その美化清掃  
事業が含まれておりまして、その当時の不法投棄ごみとしましては、エコ計  
画で5万5,720円ということで、ことしよりも若干多かったと、今年というか、  
22年度より若干多かったということで、ちょっとすみません、金額は出てい  
るのですけれども、トン数としてはちょっと把握をしております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 青柳議員。

○青柳賢治委員 やはりこの事業もかなり大事な事業だと思うのです。それ  
で、皆さんのそれぞれ地域の周りとか、いろんなものを集めてそれぞれ集積  
場所を持ってくるわけですけれども、その美化清掃委員というのはいますよ  
ね、この担当する地域に。後で集めるものとか、それから例えば、恐らく何  
か場所によってはバッテリー液みたいなやつですか、置いてある場所も中に  
はあるのです。そういうようなものについては、どのようにされているのです  
か。

○河井勝久委員長 簾藤環境農政課長。

○簾藤賢治環境農政課長 お答えさせていただきます。

回覧と防災無線でお願いしておりますけれども、回覧にも書かせていただいているのですけれども、公共の導水路とか公園とかのごみをということで、家のものを持ち出さないでくださいというような内容の文書が行っているかと思えます。

ただ、バッテリーなりなんなり、先ほどの不法投棄の関係もございまして、そういった導水路に捨てられている場合も多々ございます。そういったものについては、一緒に持ってきてというか、集積所のところにいつも一緒に置いていたけれども、私どものほうでまた別個にやっておるというのが現状です。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 では、ないようですので、先ほどの清水委員の質問の答弁に戻るようにしたいと思います。

すぐわかります。わからない。では、わかりました。

では、質疑がないようですので、環境農政課並びに上下水道課に関する委員の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時08分

---

再 開 午後 2時14分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 92 ページの4、花見台工業団地管理センター管理事業についてなのですが、この22年度のときから管理者制度に変えたのですけれども、21年度は町で管理をしていて、効果はどのように出たのか教えていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 管理センターの事業効果ということなのですが、まず一つは町の職員があそこに行って事務をしていないということが一番メリットになると思うのですが、それで、管理センターの本来の目的である工業会の事務をあそこでも指定管理者になりまして、事務員さんを雇って事務をやっていますので、工業会の発展にもなる、尽くしているという状況で、工業会も商工会に今まで事務をお願いしていたのですけれども、その分も、工業会の仕事一切、今まで商工会にして、行政で雇った人がやっているということが一番すごいメリットがあるということです。

また、利用の状況については、昨年よりは若干金額にしても落ち込んでいるのかなと。ただ、利用した人数は1,000人の上、利用していますので、

まあまあ利用しているのかなという状況ですけれども、利用状況につきましては、免除団体がかなり利用していますので、利用料が下がっているというような状況かと思えます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。先ほどの花見台工業団地の指定管理者の委託料で、今後の課題というのはどのようなものになっていくのか伺いたいと思います。

それから、同じく92ページですけれども、工業総務事業ですか、企業支援課で一番何を行っているか見えてこない事業なのですけれども、特徴的な事業、22年度に行われた特徴的な事業といえますか、主に行われた事業というのはどのようなものであるのか伺いたいと思います。

93ページになりますけれども、中心市街地活性化推進委員会の、これ21年度から22年度、178万円に補助金が減額になっていますが、減額ということではなく、事業評価として、これも中心市街地活性化推進事業を今後もこのような形で行っていくとすると、どのような課題があるのか伺いたいと思います。

それと、103ページになるのですけれども、耐震化促進事業ですけれども、これは建築物耐震促進化計画策定業務委託料、これも耐震策定計画と

というのは、もうでき上がったものだったらば、主としてどのような視点で行われて、それはどのような形で今後、町事業に発展、利用されるのか伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 花見台の課題ということなのですが、花見台については、部屋がかなり幾つもあるわけなのです。そういう利用、団体が利用しているという状況ではありませんので、その部屋をいかに有効利用して指定管理者制度でどのようにしていくかというのを、また来年早々取り上げられるかなというふうに考えております。

それと、その事業の、企業支援課の一番の特徴ということなのですが、本来であれば工場を導入する企業に当たって推進をするというのが一番進めなくてはならないということなのですが、22年度につきましては商工観光の仕事も大分来ていますので、その辺にあたりまして、町おこしということで、町のB級グルメだとか、そういうものも考えていくということで、それにも大分力を注いだと。また、あと工場の移転とか、そういうものについても大分努力をしてきたわけなのですが、今まで説明している地権者の理解は得られているのですが、相手方がなかなかそこまで進んでこないというような状況で、全く進んでいないというようなことだと思います。

それと、中心市街地の178万円、200万の減額をしているという理由なのですが、これは3月11日の東日本大震災がありまして、桜祭りは

中心市街地でもやっていたわけなのです。その桜祭りが中止になったという  
ことで、その分が減額になっているというものでございます。

それと、耐震化計画の関係なのですけれども、ではその件については副  
課長のほうから。

○河井勝久委員長 内田副課長。

○内田孝好企業支援課企業支援担当副課長 それでは、耐震化計画の関  
係でお答えさせていただきたいと思います。

基本的には耐震化計画は昭和 56 年の5月 31 日までの建築基準法の  
基準が大きく変わった点なのです。今回の耐震化計画は、その 56 年の5月  
31 日以前に建てられた建物の耐震化が弱いということで、では実際に嵐山  
町にどのぐらいの建物が残っているのかという計画、要するに実績を、実績  
というのでしょうか、要するに税務課の資料と町のほうの建築、出されてい  
る資料に基づきまして数値をはじき出しました。

その中で、嵐山町に残っているのが 56 年、今言った6月、5月 31 日以  
前の建物としますと、全体で言いますと3,500 ぐらい残っていると。ただ、そ  
のうち約 600 戸ぐらいが耐震化がまだ対応できていたと。そうすると、残る  
のが、実際二千九百数十戸、実際残る、これが要するに 63.3%、残りの  
36.7%でしょうか、その部分の数字が残っていますので、これを平成 27 年  
度、5年間のうちに約 90%まで持っていくという計画になりますので、そうす  
ると残るのが、あくまでも5年後を計算しますと約 2,000 戸近く残るのかな

ということで、これをどうしようかという計画で、その施策として今後いろんな形で取り組んでいきたいと思いますというのがこの計画になっています、大きくいきますと。

今後ということで、この10月に補正をしていただきましたリフォームとあわせての、リフォームの中には耐震化の設計の部分も入れさせてもらっています。それから、建てかえについては、これを対象とした建てかえを促進させるという意味で今後反映させていただいているというのが今後の計画ということになっております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 93ページの中小企業近代化資金利子補給の件なのですが、町長はこれやめたいということで何かお話が出ているわけですが、22年度の新規というのはどのくらいあったのでしょうか。どの程度の、資本金で、これはお答えできるのでしょうか。要は、確かに大きい企業といいますか、そういうのであれば、町長の言うとおりにかなというふうに思うのですが、小さいのだと、やっぱりこの辺までとっておいたほうがいいなというふうに思いますので、ちょっとその辺がここで何かお答えできるのであれば、伺いたいと思います。

それから、消費者行政の関係で相談なのですが、122条報告で月15回

以上大体やっているわけですが、4回ぐらいかな、大体来ているというか、相談に乗っているということではありますが、重大な相談は何かあったのかどうか。相談内容、その辺を伺えれば。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 では、お答えします。

近代化資金の関係なのですけれども、22年度につきまして、利子補給の率が7.79%で限度額5万円でやっております。

それで、新規ということなのですけれども、全体の件数は62件あるわけなのですけれども、新規に何件かと言われると、ちょっと今把握していない状況です。

それと、消費者行政の相談内容なのですけれども、件数は相談件数が29件で、重大なと言われると、大きいもので言えばリフォームの関係ですか、そういうものを手を出してしまってどうのというのが一番のあれなのですか。あとは、何かを買ったのだけれども、また次から次へと送りつけてこられるとか、そういうのが多いです。出会い系サイトというのかな、そういうやつも多いみたいですが、そういうような状況です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 中小企業近代化資金ですが、どの程度の資金力を持ったところが今借りていますか。なかなか一概には言えないですか。結構小さいところって、小さげだというようなところが多いのでしょうか、もしわかりまし

たら。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 町内でもいろいろ多種多様な規模になっていきますので、一概にどうのというのはちょっと。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 2点ほど質問させていただきます。

93 ページなのですけれども、真ん中辺ですが、嵐山まつりの運営事業ということで160万円ほど計上されておりますけれども、これは町を挙げてのお祭りということで、非常に今町民も楽しみにしたり、多くの出店者が出たりでにぎやかだということも承知しておりますけれども、長年やっておりますと新たなものへの取り組みというようなものが22年度あったのかお尋ねします。なければならないということで結構でございます。

それと、次のページなのですけれども、観光施設の関係ですが、報償費の関係で、ふるさと古道の案内板の設置謝礼というものが17万3,000円ほど出ていますが、これ何カ所分ぐらいですか、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

嵐山まつりの関係で新しい取り組みということなのですが、我々が引き継いで、明星食品が出ないということで、減った状況で去年は2年続いたということなのですが、今年度については出店するというので、余計盛り上がるのかということなのですが、我々が引き継いだ段階では、内容が少し下がったのかなという状況だと思います。

それと、ふるさと歩道の看板の設置箇所なのですが、これについて金額については30カ所の謝礼になっております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

柳議員。

○柳 勝次委員 2点ほどお願いします。説明書の92に、先ほどお話がありました花見台の工業管理センターの指定管理者制度なのですが、本町初めての試みということで大変期待はしておったのです。ここでメリットが出れば、またどんどんこういうことでいったほうが町のためにもいいのかなと思って見ていたのですが、メリットの話、具体的な数字的なメリットの話はちょっと見えなかったのですが、私ちょっと昨年と比較してみたら、昨年たしか350万ぐらいかかっているのです。今年が305万円というから、45万円ぐらいメリットが出たのかなと思ったのですが、昨年をよく見ますと、何か地上デジタル放送の受信何とか委託と工事しているのです。これが57万円かかっているから、逆にこれを引きますと上がってしま

っている。だから、どうなのかと思ったのですけれども、先ほどの説明で、職員はいなくて済むということであれば、相当メリットが出ているのかなと思いますので、もしその辺のメリットがどのぐらいなのか、数字的に出れば教えていただきたいと思います。

それと、もう一点は、93 ページにこれもやはり話が出ていましたけれども、一番下の消費者生活相談員報償、これが昨年に比べてすごく多いのです。57 万円に対して、昨年度が 229 万円ということで4倍ぐらいしているのですけれども、この辺の違いの差は何があったのか教えていただきたいと思えます。

以上です。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 92 ページのメリットの関係なのですけれども、指定管理者制度で事業をやっていることで、町が施設を管理運営する費用ということで委託ということで300 万円をお願いをしているわけです。人件費については工業会が持って、月10 万円ということで120 万円を工業会が持って管理運営をしていると。ただ、今の状況だというと、週5日勤務しているわけなのですけれども、1人のほうで勤務している状況なので、2人が合わさったから勤務できるという状況になっていませんので、収入なりもう少し欲しいということで、2人が一緒に勤務できる日を週に1日なり2日欲しいという状況なのです。そこまでまだいってないので、1人ずつが出て週5日勤務し

ているという状況で、引き継ぎがうまくいってないというような状況もありますので、町とすると、建物の指定管理については十分管理がやっつけられるわけですが、工業会が進める事務については、そういうところがスムーズに動いてないというようなことがあるわけですが、メリットの話になるわけですが、町については、あそこいる通常でいう受付事務ですから、そういうものは全部工業会で持ってもらっているというのが一番メリットになっているということだと思います。

それと、消費者行政の報償費、昨年よりは.....

〔「昨年 57 万円ってあるのですよ」と言う人あり〕

○木村一夫企業支援課長 消費者行政も週4回で相談日を持っているわけですが、それで、日数は週4回開設して、5日開設しているわけですが、休みの水曜日については電話の問い合わせ云々については職員が対応して、熊谷だとか川越のそこへ回すという状況だし、5日は運営続け、週に4回の相談員が事務に努めているという状況、そういうものでふえているかなというふうに思います。

○河井勝久委員長 柳議員。

○柳 勝次委員 一昨年在1回だったから、週4回だから、ふえたからという、そういう考え方でしょうか。

〔「ちょっと調べておく」と言う人あり〕

○柳 勝次委員 それと、花見台のほうなのですが、そういうことであ

るから、その事務の手続が町でやらなくなったから、その分だけメリットが出たということですよね。だから、その数字が具体的にわかれば非常にメリットがこれだけ出ましたということ言えるのではないか。

○河井勝久委員長 はい。

○高橋兼次副町長 ちょっと補足をさせていただきたいと思うのですが、工業会に管理委託する前のことを考えていただきたいと思うのですが、閉まっていたわけなのです。それ以前は、町が所長を置いて、臨時職員を置いて、それで運営をしていたのです。ところが、いろいろ関係があって、一応閉鎖をします。ただ、貸し出しは農工センターで貸し出し事務を行って使う人が使うというふうになっていた。それを工業会にお願いをすることによって、四六時中と言ったらちょっとあれですが、日常あそこがオープンしたと、いつ行っても受け付けができるし、そういう意味の一番のメリットなのかなと。

今 300 万云々という話がありましたけれども、町が閉鎖をしていても一定のものというのはお金がかかっているわけです。そのお金をかけられる範囲内で、あそこがいつも開いているというのが最大のメリットなのです。

今、木村課長が言うように、まだあいている部屋の利用をどういうふうにするによって、工業会のほうに利用料の収入というのが入っていけば、町の持ち出し分が工業会との話によって少しでも減っていけばいいのかなということなのです。いわゆる収入が上がれば、その分は町が助かるわけで

すから、したがってその辺の今空き部屋の利用をどうしたらいいかということ  
と、実際に使っている人の中で減免というのですか、それが結構大きいので  
す。だから、それをどう決まりをつけたらいいかということなのですけれども、  
これは町の条例に基づいてやっておりますので、その辺をどうもう一回整理  
したらいいかという課題があります。

いずれにしても、町民が利用するのにいつ行っても大体事務員の方がい  
て、それで受け付けができたか、あるいはそのほかの管理もできているとい  
うことですから、それがやっぱり最大のメリットかなというふうに考えておりま  
す。お金が幾らという話にはなりませんけれども、それが一番いいのかなと  
いうふうに思います。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 失礼しました。消費者行政の関係ですけれども、  
21年度と22年度の比較、これは週4回と1回の差で数字が出ています。

以上です。

○河井勝久委員長 柳議員。

○柳 勝次委員 指定管理者の件は確かにおっしゃるとおりだと思うのです。  
目に見えないメリットというのはたくさんあります。先ほど課長のほうでも話し  
していましたが、今の説明の中で、もし利用料がふえれば、それだけ  
町の負担が減るということは、300万円で減るという考え方でよろしいのか  
どうかということをお聞きします。

以上です。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 町としますと、利用料がふえれば300万円が減っていくということで考えております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時38分

---

再 開 午後 2時50分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど環境農政課の清水委員の質問に対しまして資料が届きましたので、参考をお願いいたします。

それから、続いて、まちづくり整備課に関する質疑に入るわけでありまして、けれども、主要な施設の説明書のところでの修正がありますので、それをまちづくり整備課長から説明をお願いしたいと思います。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 すみません、まことに申しわけないのですが、けれども、ご訂正のほうをお願いいたします。

説明書の100ページでございます。100ページの中ほどに22物件補償費及び賠償金という欄がございます。その2番目に、まちづくり交付金事業の嵐山北部地区がございますけれども、その町道越畑164号線を越畑142号線にご訂正いただきたいと思っております。142号線でございます。

以上でございます。大変申しわけございませんでした。

○河井勝久委員長 よろしいですね。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

それでは、まちづくり整備課に関する部分の質疑からまいりたいと思っております。

質疑のある方どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 まちづくり整備事業の中の北部地区まちづくりと、それから中央まちづくり事業とあるのですけれども、私は中央のほうは割としっかり見ているのですけれども、北部のほうはどの程度の進捗でどのくらい事業が、進捗率とあと残っている事業がどのくらいあるか。特にもう終わったのは、主な事業というのは給食センターと、それから防災広場ですよね、一番。そのほかの部分でどの、あと文化村の沼も整備されましたし、今年度の事業になったわけですけれども、22年度でどの程度整備されて、あとどの程度残っているのか、それぞれ伺えたらと思っております。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 進捗率という形で、では、どこまで済んで.....

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 だから、あとどのくらい残っていて、どれだけ進んでいるのだという形にしたらいいい.....

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 そうすると、すごく難しいな。まちづくり交付金事業という形で国交省の補助金でやっていますよね。そのところがどの程度進んでいるかという形で見たかったのだけれども、どうしたらいいだろう。

〔「渋谷さんね、総括部門でちょっと聞いてく

れます。そうしたら全員が来るから、全課

が」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 でも、そうするとどうしたらいいのだろう。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 では、道路部門だけ先に伺ってという形でどうでしょう。どうしたらいいのかな。こういうのって余りないな、そうすると、はい。

〔「いろんなものが入っちゃうんですよね」と

言う人あり〕

○渋谷登美子委員 わかりました。まちづくり整備課に係るまちづくり交付金事業のそれぞれの進捗という形のこと言います。

○河井勝久委員長 それでは、田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 ちょっと今、ここでわかる範囲の話なのですけれども、22年度までに事業が完了している、まちづくり整備課関係の仕事でございますけれども、道路の関係で4路線終了してございます。

〔「北部ね」と言う人あり〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 はい、北部地区だけの話です。

〔「終わった」と言う人あり〕

○田邊淑宏まちづくり整備課長 はい。まだ残っている箇所がありまして、それは24年度までの事業で実施するということになります。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 1つだけお聞きします。説明書の97ページなのですが、橋梁はく落対策工事負担金、ちょっと意味がわからないのですが、教えていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

この負担金は、東日本高速道路株式会社のほうに負担金として支払うものでございまして、嵐山町で該当しておりますのが4橋ございます。その4橋のうち2橋が平成22年度に実施し、それに伴う負担金ということで、これは広野下郷橋と広野中郷橋の2橋でございます。これの高速道路の上にかかっている橋で、そこからコンクリートがはがれたり、そういうものを心配されて、

それを補修する費用でございます。その負担金を支払っているということ  
でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 長島委員、当初予算のときに、どことどこの橋は全部  
はく落の問題については直しますというので説明してあるのです。

○長島邦夫委員 そうですか。

○河井勝久委員長 だから、それをやっているの、これ 23 年度も何カ所  
というのは出ていますから、それで今回いろんな問題があったのだったらわ  
かるのですけれども、それはもう説明を受けていると思いますので。

○長島邦夫委員 ちょっとそんな記憶もあったのだけれども、一応そこかど  
うかはわからないし、ほかの可能性もあるわけだから聞いているのです。

○河井勝久委員長 確認の意味で。

○長島邦夫委員 そうです。私も記憶がありますけれども、ほかにもあるの  
かなと思ったものですから、一応これで橋梁は、これで私確認ができたわけ  
だから、それではだめなのでしょうか。

○河井勝久委員長 でも、当初予算の中でそういうあれが出てしまっている  
から、それ以上のことではないと思うのですけれども。また、それが補正で  
出てきたんなら、またそれでその説明はしますけれども。

○長島邦夫委員 そこまでちょっと私調べてないから。

○河井勝久委員長 では、ちょっと、ほかのことがあるのだったら、その部

分で、橋梁のだけ聞きますか。

○長島邦夫委員 では、ほかに今4橋と言いましたですけれども、ほかのこの2橋というのは、これはとりあえず調べるのは、その高速道路の整備会社が見て、修理をして、こちらが負担をするという形になるのですか。

○河井勝久委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

この4橋については、嵐山町4橋すべてなのですけれども、東日本高速道路株式会社が事前に調べて写真等をつけてこのような形で危険ですということでは知らせがありまして、それに伴って計画的に実施しているものでございまして、これ嵐山町だけではなくて全線にわたって各市町村で整備に係る負担をしているということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 ただいまの件なのですが、どんな工事をしたのでしょうか。ちょっと工事の内容をお聞かせください。

○河井勝久委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 工事の内容でございますけれども、橋でコンクリートでできているわけですけれども、その部分が鉄筋がかぶりが薄くて、さびて持ち上がってくる。そうすると、コンクリートがはがれてくるのです

けれども、それを防ぐための工事でございます、それは鉄筋をはすって鉄筋を出して、鉄筋を磨いて、それで補修材をつけて補修をしていくというような工事でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 なるほど、そうですか。いや、金額を見てちょっと高いのではないかと思ったのです。見た目だけだと、コンクリートを塗っただけなのに見えますので、何で1橋のところ、広野2区のところですけども。わかりました。いいです。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 98 ページですけども、やはりまちづくり交付金の北部版ですけども、142 号線の関係で、測量の委託の関係が同じ142 号で事業内容が違うから2回に分けて同じ測量試算のところの武州さんにですか、そこへお願いしたのだというふうには解釈しますけれども、特に別々に分けて、事業内容が違うからというふうに、完全に分けたということの理解でよろしいでしょうか。そこが1点です。

それと、先ほど、訂正ということで次ページですけども、やはり 142 号線ですが、物件の補償というものが出てきますけれども、これは内容的にはどういった物件の補償が特に多かったのか、236 万 9,000 円ほどあります

が、どのようなものがあつたのでしょうか、ご答弁をよろしく申し上げます。

○河井勝久委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 142号線の関係についてお答えさせていただきます。

測量委託がこう2つに分かれて出しているのですけれども、この事業内容をちょっと見ていただくとわかると思うのですけれども、最初に基準点測量、水準点測量、現地測量、路線測量ということで、平面測量及び15段の測量をしております。それが最初に出した仕事でございまして、次に2番目に書かれておりますのが用地測量ということで、買収される用地面積を算出するための測量ということでございます。それと道路の設計、詳細設計、それに工作物の調査、土質調査等でございます。そういう関係で2つに分けているわけでございます。それが測量の関係です。

それと、2つ目の物件補償の関係でございますけれども、これについては.....補償の物件の内容でございますけれども、ほとんどが立ち木、それと井戸がございました。それとあと、庚申様というか、馬頭観音ですか、そういったものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 再質問させていただきますけれども、そうしますと、ただいま142号の質問をしていますけれども、これはまちづくり交付金事業の関

係で実施されるわけですが、予定どおりに今年度というふうな形で、ごめんなさい、違いました、23年度とちょっと勘違いしていますけれども、22年度は予定どおり実施ができたという形ですね。予定の範囲内というか、ずれ込んだとか、そういうことはなかったわけですね。ちょっと聞き方が悪いので、申しわけないのですけれども。

それと、測量の関係ですけれども、最初予定していたとおりの範囲内が測量、この関係はできたというふうな解釈でよろしいでしょうか。聞き方がまづいですか。すみません、よろしくお願いします。

○河井勝久委員長 田邊まちづくり整備課長。

○田邊淑宏まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

越畑 142 号線の関係でございますけれども、これは地権者のご協力をいただきまして説明会を行い、そして図面等をつくらせてもらって、設計まで終わらせていただいたということで、これにつきましては計画どおり予定進んでおりました。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時07分

---

再 開 午後 3時10分

○河井勝久委員長 引き続き会議を開きます。

続いて、こども課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 幾つかあるのですけれども、75 ページですが、学童保育の関係ですけれども、学童保育が、菅谷の学童保育が2つに分かれました。そして、ちょうど1年たったわけなのですけれども、それについての課題とか、その1年たった後のフォローするような状況というのはないのかどうか伺います。

それと次に、同じく75 ページでこども医療費給付事業ですけれども、子供医療の傾向としてどのようなものが多く出てきているか、出ませんか。

あと、これが77 ページになります。家庭保育室の補助事業なのですけれども、家庭保育室が21年度から22年度にかけて1施設ふえて、ゼロ歳児が多くなっているのですけれども、あと延長保育がふえてきているという形で、ゼロ歳児の要望というのかな、需給というのですか、そういったものはあって、そして嵐山町の現在の保育園の中では解決できなかったという形

でこの家庭保育室を選ばれたのか、それともお仕事をなさっている場所によってとか、それとも別なところで、そちらのほうの保育室のほうニーズに合っているから、そのようなところを選ばれたというふうなパターンなのか、その点について伺います。

それから、111 ページです。臨時職員賃金なのですけれども、このこども課の臨時職員賃金で633万3,700円、これは主としてどのような形の臨時職員の賃金に使われたのか、これでの業務内容の評価というのを伺いたいと思います。

それから、112 ページ、小川町広域適応指導教室、これ現在の嵐山町の利用状況を伺います。

それから、113 ページですけれども、発達障害等早期対策事業、これこの年が初めてだったのですか。それについての評価と効果、伺います。

それから、同じくさわやか相談員の運営事業ですけれども、22年度の傾向を伺いたいと思います。

それから、117 ページになりますけれども、七郷小のことで、117 ページと119 ページになりますけれども、学校芝生化に関して、芝生化の課題というのを学校がどうとらえているか伺いたいと思います。

それから、これは126 ページになります。私立幼稚園就園奨励費というのが94人分です。嵐山町の場合は、町立幼稚園の場合は2年保育で100人は今現在いないと思うのですけれども、嵐山町の場合、4、5歳児という

のですか、保育園児と4、5歳児で保育園利用者の方と幼稚園利用者の方の、3歳児以上といったら一番わかるのですか。差というのがわかるかなというのと、利用するので、どちらを利用されているのか。そして、3歳児に関しては、相変わらず嵐山町では22年度も何もしなかったわけなのですけれども、それについて父母からの要望といったものはなかったのかどうか伺いたと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、私のほうから、学童保育と子供医療、家庭保育室についてお答えさせていただきます。

まず、75ページの学童保育室でございますが、平成22年度から菅谷の保育室のほうを分けまして、ひまわりクラブとひまわり第2クラブということで2つになりました。それで、メリットというか、課題でございますけれども、人数的には71名以上ありましたので、2つに分かれまして、ひまわりクラブが39名、第2クラブのほうが29名ということで、人数的には非常に好ましい状況になっております。

課題といたしましては、指導員さんの確保ですか、1つの学童が2つに分かれますので、当然指導員さんはふやすことになりますので、指導員さん確保という点では若干課題が残っております。現在のところ、21年度のときにいた指導員さんを3人、3人ということで分けまして、3名、3名の状態でや

っていくことになりました。

あと、保育内容につきましてですが、隣同士でやるということですが、分かれた場所、菅谷、川島地区と、その他の地区ということで、地区で分けさせていただきました。隣同士なので、なるべく同じような保育内容でお願いをしていくことで、私どもとしては考えております。

次に、子供医療の関係でございますが、事業費の内容ということでございますが、レセプト等心療内科等が来ていませんので、点数だけの内容で金額等補助していますので、何人が来ているのかというのはちょっと子ども課のほうで把握できない状態でございます。

次に、77 ページ、家庭保育室の件でございますが、近年保育所につきましては、低年齢児の保育の需要がふえています。ゼロ歳、1歳、2歳、ほとんどが低年齢児の保育を希望する保護者の方がふえてございまして、嵐山町では4園ございます。実際ゼロ歳が家庭保育室にふえてございますが、市街地に東昌保育園、東昌第二保育園、あと若草保育園、ちょっと離れたところにしらこぼと保育園とございます。その4園では、定員の中では入る余裕があるのですが、実際、市街地の方ですと、やっぱりしらこぼと保育園が距離がありますので、入所希望が出てこない。そういった場合は、市街地が多い定員になってしまいますので、そういった場合には家庭保育室のほうをご案内するということがございます。なので、若干市街地の、町全体としては定員はあるのですが、希望に添えないということで、家庭保育室のほうに

お話をしているケースはございます。そういった面で、若干家庭保育室のほうの保育者の数がふえてきております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、私のほうから 111 ページの臨時職員賃金につきましてお答えさせていただきます。

この臨時職員賃金につきましては、学習生活指導支援員、これが2名の児童に対して3人で対応をしております。1名については1人の人が見えて、もう一人のほうは2人の方が交代というか、曜日でかえて交代で見えております。

それから、特別支援学級補助員、これが4名の児童に対して7人で見えています。2人でペアを組んで交代で面倒を見ております。

その仕事の内容につきましては、学習指導支援員につきましては、児童生徒にきめ細かい指導、個に応じた学習支援、生活支援の充実を図ることを目的としまして、授業中の教員の補助活動や児童生徒の学習活動に対する支援だとか、授業前後の教員の補助的活動、それから保健室登校など不登校傾向にある児童生徒の補習や相談をしております。それから、介助的な活動を要する児童生徒の支援をしております。

それから、特別支援学級補助員につきましては、特殊学級における介助的な活動を要する児童生徒に対して、衣服の脱着、食事、排せつ等の介助

及び誘導、それから担任教師の補助的活動に従事し、当該児童生徒の学習活動や生活活動の充実を図っております。

それから、業務の内容としましては、支援員と似ているのですけれども、特別支援学級の授業中の教員の補助的活動や児童生徒の学習活動に関する支援、それから特別支援学級の授業の前後の教員の補助的活動、それから介助的な活動を要する児童生徒の支援、それから衣服の脱着、食事、排せつと介助及び誘導、その他教師指導が円滑に行われるように援助をしております。

効果としましては、この方たちがいることによって、担任の先生だけでは面倒を見切れぬ細かいところ、気配りができて助かっております。

それから、芝生化についてですけれども、119 ページ、芝生化につきまして、これにつきましては、まずグラウンドの芝生化によってよかったことです。雨が降ると、ぬかってしまって、登校とかで玄関が泥だらけになってしまったのが解消されたり、冬場ほこりが立たなくなった。また、子供たちが緑の上で転がったり逆立ちしたりと、伸び伸びと活動していることです。

課題としましては、芝生につきましては、植えっ放しですと伸びてきたりとか枯れてきた芝刈りだとか、また根切りというのですか、根を切っていないと、植えっ放しではだめだそうです。そういう手間がかかるということが一応課題です。

以上です。

○河井勝久委員長 下村副課長兼指導主事。

○下村 治教育委員会こども課学校教育担当副課長兼指導主事 私のほうからは、小川町広域適応指導教室の利用状況についてまずお答えさせていただきます。

現在、小川町広域適応指導教室に嵐山町からは男子中学生1名入所しております。それについては以上でございます。

続きまして、同じく112 ページ、さわやか相談員運営事業についてご報告させていただきます。現在さわやか相談員は中学校に、玉ノ岡中学校に1名、菅谷中学校に1名配置しております。

平成22年度における相談件数は935件、21年度に比較いたしますと、相談件数自体は減っておりますが、そのかわりに相談以外につきまして、日常の給食を一緒に食べたりですとか、通常での相談、声をかける場面をふやしたということで、実数そのものは減っております。

また、22年度におきましては、小学校への不登校児童への対応、また小中のスムーズな連携を図るために22年度の1月より小学校へもさわやか相談員を定期的に派遣するよういたしました。

さわやか相談員については以上でございます。

3つ目といたしまして、平成22年度発達障害等早期支援対策事業について報告させていただきます。平成22年度、県より委託を受けまして立教大学より臨床心理の専門家を2名、嵐山町に派遣していただきました。半日

を1単位として計20回の派遣をいただき、幼稚園、小学校、中学校、各園におきまして子供たちの観察と先生方の相談、校内研修の指導者に当たっていただきました。また、就学支援委員会のアドバイザーとしても参加をしていただきました。

成果ですが、昨年度はそのように発達障害に関する巡回相談員さんによる校内研修を初め、また町教職員全員研修といたしまして、嵐山学園の診療部長さんをお招きして全員研修を行う等をいたしまして、先生方の発達障害に対する考え方が変わってまいりました。

また、成果というふうに、なかなか考え方は目に見える形ではないのですけれども、成果といたしましては、まず専門的な見地から子供を観察していただいて、アドバイスを受けることによって、先生方は自信を持って指導に当たれるようになったこと、その結果として一番派遣回数が多かった小学校におきましては、22年度の当初、学級がなかなか難しいような状況が見られたこともございますが、23年度頭におきましては、非常に落ち着いた雰囲気になっております。これにつきましては、西部教育事務所長様が22年度に同校訪問した様子と、23年度当初、同じように時間をつくって訪問していただきました。その中で劇的に変わりましたという評価をいただくことができました。

また、その成果を踏まえて、22年度は通級指導教室の立ち上げに向けて準備を進めました。そちらのほうも皆様方のご協力のもともありまして、23

年度発達障害、また情緒障害の通級指導教室を嵐山町に立ち上げることが可能となりました。

成果については以上でございます。

○河井勝久委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 就園奨励につきましては.....

○渋谷登美子委員 すみません、もう一回言い直しましょうか。

○内田 勝教育委員会こども課長 ちょっとお願いします。

○渋谷登美子委員 今もう一回言い直しましょうか。すみません、あらかじめ言っておけばよかったのですけれども、3、4歳、年少時から、いわゆる嵐山の場合、年長からしか町立幼稚園はないのですけれども、3、4、5歳児で保育園利用者と幼稚園利用者の差というのはどのくらいあって、それで嵐山町立幼稚園の場合は3歳児が幼稚園の中でないので、3歳児にかかわる集団指導が全くないわけなのですけれども、それについての22年度に関して保護者のほうからの要望とか、そういったものはなかったのか。これに関してはちょっと動いてみますと、やっぱり3歳児がもう遊ばせるのが大変だという意見が結構あるので、それについてのそういった要望等がなかったのかどうかということで。

○河井勝久委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

3歳児の幼稚園に通っている児童というのは、町外の幼稚園ですけれども、42人おります。それで、特に要望とかというのは伺っておりません。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 学童保育が2つに分かれて、指導員の確保が難しくなっているということらしいのですけれども、指導員自体を、それ見てみますと、嵐山町はそれぞれの学童保育で指導員を募集しているという形になっていますが、それについての改善策とか、そういったものが指導員のほうからとか、また父母のほう、運営している父母のほうからの要望というのはなかったのか。全体として学童保育自体が嵐山の場合は非常に難しい状況になっているわけですが、それぞれの学童保育が全く単独でそれぞれあるわけなので、そういったことに対しての、父母がそれぞれ1年単位で運営が変わっていくので、長期的な展望を持たなくてよかったのだと思うのですが、そういったことに対しての展望的なものは、町としては持っていないかどうか、指導員の確保についてはいろいろな問題があると思うのですが。

あと、指導員の研修というのに関しては、菅谷に関しては新しいものですし、それぞれ研修というのは町では補償していたのかどうか伺いたいと思います。

それと、乳幼児の医療費の給付金のことなのですが、そうすると嵐山町のレセプトの点数だけでやっていく、レセプト自体が来なくて、お金だけの

ことで問題を処理しているとする、今までもそうだったのだと思うのですけれども、子供の全体の歯科がどのぐらいとか、そういったものを把握することが今も22年度もできない状況にあるというふうに考えていいのか伺います。

それから、家庭保育室の補助金についてなのですが、これ低年齢児がふえていてということは、嵐山町に家庭保育室が私幾つあるのかわからないのです。これ全部町外になってくるのですよね。そうすると、それでの不便さというのかしら、そういったものに関しての保護者のほうからの指摘というのはあるのかどうかを伺いたと思います。

それと、臨時職員の賃金、これはやはり発達障害等早期対策事業で、多分それぞれに、また情緒障害とはちょっと違うのだらうと思いますけれども、それぞれの対応ができるような人があって、これだけのことができているのかなと思うのですけれども、これに関して、それぞれの指導員が不足しているということはないのかどうか伺いたと思います。

それぞれ2名に対して3名とか、1名に対して2人とか、4名に対して7名とかいうふうな形でやっていらっしゃるので、これはどう考えても扶養範囲内で仕事をするという一つのパターンであるのだらうなというふうに思っているのですけれども、そういった形ですとこれからもやっていくのだらうなとは思いますが、1人の人が専属でやっていくという形はないというふうに考えたほうがいいのか伺いたと思います。

発達障害等早期支援対策事業とてもよかったのだなというふうな形と、それからさわやか相談員室の傾向についても、私の感想なのですけれども、逆な形でいろいろな子供との日常的な接し方ができてよかったと、そういうことも多分その早期対策事業の中で同時に話し合われていったのだろうなというのは予測してよかったなと思うのですけれども。

もう一つ、それは感想で、失礼いたしました。七郷小の芝の管理なのですけれども、これは、これに関して言えば、全部芝の管理に関しては学校の教員がやっていくのか、やっていたのか、学校応援団がやっていたのか、その点について、これは芝を管理していくのは、今後も芝の管理に関して作業員的な賃金は要らないと考えてよいのかどうか伺いたいと思います。

それとごめんなさい。今は、もう一つ、幼稚園のことなのですけれども、私立幼稚園奨励費が94人ですから、大体奨励費以内の方がほとんどだと思えるのですけれども、所得的に、52人の方が4歳児、5歳児というふうに考えると、町立幼稚園が100人よりは少ないと思うのですけれども、百五十何人で、全部で、4歳児、5歳児に関しては150人ぐらい。そして、それにプラス42人で200人程度で、あと保育園利用者という形で、3、4、5の人数を伺わなかったのですけれども、そうすると嵐山町の場合は、保育園と幼稚園の利用者というのはどの程度の比率になっていたのか。ごめんなさい。これ先に調べておけばよかったのですけれども、そういったことが今後のことにかかわってくると思ったので、お話ししていたのですけれども、それによって

また、3歳児に関しては全く何も要望がなかったというふうに考えていいのですね。それについても何の手当も、今もしてないのだけれども、94人のうち42人が、他の、嵐山町町外の幼稚園のほうにいるというのは、やっぱり3歳児保育を求めているというふうに私自身は考えるのですけれども、その点について何らの分析とか、そういった形のことは今の22年度について、私は何度もこれに関しては質疑をしていますので、何の分析とか、そういったこと考え方もなかったのか伺いたと思います。

○河井勝久委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 私のほうから引き続き、学童保育の関係、あと子供医療の関係、家庭保育室の関係についてお答えさせていただきます。

渋谷委員さんのおっしゃるとおり、学童保育の課題につきましては、毎年いろんな問題がございまして、おっしゃるとおり、その学童保育、父母会の運営でございまして、役員さんは毎年かわってしまっていて、役員さんの負担も大分高いものになっているということでございます。

年2回、町のほうで懇談会を学童の保育の役員さんとやっております。今年度、ちょっと決算の内容とは離れてしまうのですけれども、参考までにちょっとお話しさせていただきたいと思うのですが、今年度も7月に懇談会をしまして、先ほどおっしゃったのは、学童の父母会の運営について各学童でばらばらにやっているのではなくて、1つにしてできないかという話がありま

した。今年度には運営協議会の立ち上げということで、父母会も役員さんと一緒に今検討しております。ちょっと22年度の話とは違うのですが、そういうことで進んでおります。町としては進んでおります。

次に、研修なのですけれども、学童の指導員さんの研修につきましては、県のほうから研修の案内が来ます。それに対しまして参加をお願いをしている状況でございます。町独自の研修というのはやってございません。

次に、医療費の子供医療の関係ですが、先ほどもご説明したとおり、こども課のほうには領収証、医療機関に使った領収証の点数しか回ってきませんで、おっしゃるとおり、どういった病気での医療機関というのがわかりませんで、その42人についても細かい内容はこども課のほうで把握できておりません。もし把握するのであれば、健康いきいき課との国民健康保険とレセプトの内容までわかるようなところでない、把握については多分とても難しいと思います。

次に、家庭保育室の要望でございますが、家庭保育室につきましては、基本的には認可保育所のほうに入所したいというのが要望で来ていますので、その認可保育所の、市街地にある認可保育所のほうの定員が難しいということで、家庭保育室に近く、行かれる方ということでふえてございますので、ただ基本的には家庭保育室をつくるというよりも認可保育園のほうの入所のほうを何とかしてもらいたいという要望はございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、私のほうから、まず臨時職員  
の関係についてお答えします。

確かに1人の子供に2人で交代でなくて1人の人が見られたほうがいい  
と思うのですけれども、なかなか5日間勤務ですと、先ほど委員さんもおつし  
やりましたけれども、結局社会保険に入らなくてはならないとか、勤務日  
数の関係で社会保険に入ったり、それから厚生年金に入ったりとか、そこま  
でしたくないという方が多いものですから、なかなか丸々1週間続けてつけ  
られる方が少ないということで、そういうことで1人の方を週3日見る人、それ  
から2日見る人、そういう形で、人が見つからないものですから、そういう形  
で対応しております。

それから、芝生の管理についてなのですけれども、七郷小学校の場合、  
面積的にはそんなに多くないものですから、管理のために作業をする方を  
雇うとかということは考えておりません。そうしますと、学校で、学校の先生  
方が今のところ管理しているような状態でございます。

それから、保育園と幼稚園、この人数の比較ということなのですけれども、  
先ほど私が3歳児について42名ということでお話ししましたが、これは就  
園奨励費に該当する方だけでなく、就園奨励費に該当する方、また申請  
した方も、ほとんどの場合、該当するしないにかかわらず、全員の方が申請  
は上がってきます。そういうことですので、とりあえず3歳児で町外の幼稚園

に行っている方が 42 名と考えています。

それから、保育園について、3歳児については保育園は 53 名です。それで、4歳、5歳については保育園と幼稚園の比率が.....

○渋谷登美子委員 すみません、私が最初に調べておけばよかったのですが、けれども、比率的にはどのぐらいになっているのかなと思って。

○内田 勝教育委員会こども課長 幼稚園の比率が 44%です。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、2点ほど質問をさせていただきますけれども、まず 113 ページなのですが、学校図書購入の関係で 440 万円ほど、2年度繰り越しというふうに出ているのですが、これはどういったわけで、これだけの多額のお金が繰り越しになってしまうのかお尋ねをさせていただきます。

それと、もう一点は、126 ページですけれども、利便性が図られて園児の送迎の関係ですが、2台のバスにて運転というふうに乗っていますが、それで2台でスムーズに送迎等というものが行われてきたのか、あるいは何か問題点があったのかお尋ねをいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会子ども課長 それでは、私のほうから 113 ページの学校図書を購入事業につきましてお答えいたします。

これにつきましては、繰越明許ということで、23 年度に繰り越しております。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 内田子ども課長。

○内田 勝教育委員会子ども課長 これは、きめ細かな交付金事業ということで補正、済みません。失礼しました。住民生活に光をそそぐ交付金事業ということで、3月に補正をして予算がついたものです。23 年度に繰り越しとなっております。

以上です。

○河井勝久委員長 奥田幼稚園長。

○奥田定男教育委員会子ども課嵐山幼稚園長 それでは、園児の送迎についてお答えをします。

現在、大型バス定員 39 名、小型バス定員 18 名で、57 名の園児を一度に運ぶことでできております。昨年は、それぞれ大型バス、小型バス2往復ずつしまして、園児を集めて、あるいは送迎をしております。2台にさせていただきましたので、大変効率よく園児のほうを送迎できるというふうを考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 今、園長先生のほうから2台になったので、よかったというふうなお話で、問題がなかったということであればよろしいのですけれども、保護者のほうからは、もう少し近くまでとか、送迎バスとかもう少しどうにかならないのかとかというようなお話もちょっと伺ったことがあるので、そういった問題のようなことは、園のほうへはお話等はないということでもよろしいでしょうか。

○河井勝久委員長 奥田園長。

○奥田定男教育委員会こども課嵐山幼稚園長 そのこと、もう少し近くにしたいという意見は毎年ございます。私どももできるだけ近くに停留所を設けるように考えております。特に今年、22年度そういう話がございまして、23年度は一番遠いのが文化村なのですけれども、23年度は文化村の中まで入って送迎をすとか、そういうふうに、できる範囲内で改善しております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 初めに76ページの子ども手当なのですが、結局町負担としては幾ら負担したのか伺いたいと思います。

それから、77ページの若草保育園の敷地賃借料なのですが、ちょっとそ

の理由、歳入でも計上していますよね。どうしてちょっとこういう複雑なことになっているのか、その理由を伺いたいと思います。

それから、112 ページの奨学資金貸付の件ですが、返済は順調にされているのでしょうか。もし滞っている人がいるとしたら、理由と人数を聞きたいと思います。

それから、要保護、準要保護、菅中、玉中もそうだったかな、あと七小が大きくふえているのです。当然経済的な問題なのでしょうけれども、ちょっと要因といいますか、理由を伺わせていただきたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 子ども手当の実際それちょっと今手元にございませぬ。後でお持ちします。

それと、若草保育園の土地の賃借料でございますが、実はこれ土地の地主さんとの関係がございまして、地主さんのほうと若草保育園のほうで契約を結ぶというのができませんで、町と地主さんで契約を結ばせていただいて、それでその分、町のほうからお支払いをして負担金をまたその若草保育園からいただくということで処理をさせていただきます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、私のほうから奨学資金の滞

りはないかということにつきましてお答えいたします。

まず、1名就職ができなくて、返済の延長ですね、返済延期の申請が出ている方が1名いらっしゃいます。それ以外には滞納している方が2人おりまして、この方につきましては、ずっとこの2人の方は続いているのですけれども、それでも1名の方は昨年度、それから22年度8万円、それからもう一人の方につきましても5万円返済していただきまして、徐々に未納額が減っている状況です。

それから、要保護、準要保護がふえている理由ということなのですが、特別こういう理由でふえているというような状況はちょっと把握しておりません。

以上です。

○河井勝久委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、震災の関係で被災された方が、3月11日発生ですので、その来た方で該当になっている方が、全員なっていますので。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 若草保育園なのですが、私も随分前に質問したわけなのですが、どうなのでしょう、こういうややこしいことを今後も続けなくてはいけないのですか。なかなか地主さんが納得しないのですか。ちょっと町

が仲を取り持ってやるようなことをしたらいかがかなと思うのですが、これはだめなのだよ。では、だめなのでは、要望でいいです。

奨学資金の件ですが、1名の方は就職できてないから、これ理由がはっきりしていますので、返してくれと言っても返せないわけです。町はきちんとその辺待っていてほしいと思うのです。

この2名の方は仕事はされているわけなのでしょうか。されていて、なかなか返済ができないのでしょうか。

あと、要保護、被災された方であるのであれば、これもうしかたないのですけれども、単純に、ではふえている方というのは被災をされた方の分だというふうに理解してよろしいのでしょうか、昨年同比で。

以上です。

○河井勝久委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 まず、奨学資金の未納の2人についてですけれども、この方につきましては、私が以前、平成15年から教育委員会にいたことがございまして、当時から未納がある方でして、この2人は変わっていません。

それで、1人の方につきましては、学校を卒業して就職してからお嫁に行ってしまう、行く前は返済していたのです。それで、嫁に行って、結局子供ができて働けないということなのだと思うのですけれども、それで、その後お父さんのほうが払ってくれております。

もう一人の方につきましても、ちょうど何か就職が大変だった時期らしいのですけれども、それで、その方も町外のほうに行っているのですが、本人は別の育英会のほうの奨学金ですか、それを返済しているということで、こちらの返済には回せないということで、こちらにつきましてもお父さんが、結構高齢なのですけれども、お父さんが年金をもらったらその都度1万円ずつ。

奨学金につきましては以上です。

それと、準要保護につきましては、ちょっと被災だけとは、全部が被災だ、そうはちょっと言えないのですけれども、ちょっとそれ以外の方がふえているということはちょっと把握はしておりません。

以上です。

○河井勝久委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 今、川口委員さんの要保護家庭の数ですけれども、少しずつ全体的にふえてきているというのが実情です。ただ、その年で中学校を卒業してしまいまた下がっている、またその傾向だと。だけれども、逆に減るという傾向ではない。それから、3月に被災の方々がそれぞれの市町村に行った場合、いろんな対応をとっていますが、嵐山の場合は、いち早く町長に相談して学用品等について、それから準要保護家庭の特別な認定をしましょうということですぐ対応をしたのです。その後、国のほうから、教科書、学用品、その他についてはそういう措置をとるよにということ。とにかく4月から学校に入りたいということでいらした方ですので、即認定、ですから

22年度分に入っている、こういう状況です。

○河井勝久委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 申しわけありません。

先ほど子ども手当の町の負担分ということでございますが、これは県からの負担分と同じ額でございます。基本的には県と同額を町のほうにも負担している。2,900万弱でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

畠山委員。

○畠山美幸委員 説明書の137ページです。給食の関係なのですけれども、たしか22年度は新しい給食センターになった年だと思うのですけれども、光熱水費が21年度は400万円であったにもかかわらず、光熱水費が1,400万円ということで、1,000万円もまず余分にお金がかかっているというところと、あと運搬費が160万円ほどふえていますけれども、どうだったのでしょうか。

○河井勝久委員長 内田子ども課長。

○内田 勝教育委員会子ども課長 私のほうから答えさせていただきます。

光熱水費につきましては、前、菅谷第1調理場につきましては、菅谷小学校のほうにございまして、すべて光熱水費が菅谷小学校に載っております。そういう関係で、菅谷小学校の光熱水費がかなり減っております。菅谷

小学校で 417 万 4,000 円ほど 22 年度減っております。それから、志賀小につきましても、光熱水費が 134 万 6,000 円ほど減っております。

それと、運搬費がふえたというのは、菅谷小学校にあっていときは、菅谷小学校に、第1調理場は菅谷小学校に配達をしなくても大丈夫なのです。それが第2調理場につきましても、これも志賀小学校のところにありますので、志賀小学校には運搬しなくても済むと。それが菅谷小学校に運搬、また志賀小学校に運搬がふえましたので、そういう関係でふえております。

以上です。

○河井勝久委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 では、21 年度は2カ所、志賀小と菅小と2カ所にあつて、その金額合算しなくてはいけないということだと思ふのですけれども、合算すると、ちょっと私今計算できないので、合算した金額と今年度と幾ら比率はどうなったのか教えていただきたいと思ふます。

○河井勝久委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 菅谷小学校光熱水費と志賀小学校の光熱水費を含めて 550 万円ほどまず菅谷小学校が減っております。それと、あと、第1、第2、前の調理場の場合にはガスを使っていたのです。それが今度新しい給食センターになりましてオール電化になった関係で、燃料費のほうも以前に比べて減っています。燃料費のほうが 270 万円ぐらい減っています。ですから、合わせると 800 万円からほかは減っているわけなので

す。光熱水費が1,000万円ほど昨年に比べて、21年度が400万円だったのが22年度で1,440万円ですから、大体1,000万円ほどふえているのですけれども、その分、燃料費が270万円だったり、菅谷小学校と志賀小学校のほうについて550万円ほど減っていますので、合わせると800万円ほど減っています。新しい調理場になって実質ふえたのが200万円ぐらいかと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 オール電化になったものですから、若干安くなったのかなって思ったのですよ、光熱水費が。ガス代は使わなくなるし、電気だけで全部まかなえるから、幾らか安くなったのかなと思ったのですけれども、以前の形態から比べると、ガス代、電気、水で、その3つを今まで、21年度は使っていて、今度の給食調理場は電気と水だけになるわけですよ、ガスはないわけですよ。それで対比すると、200万円は今の調理場のほうがふえてしまったというのが答えですか。

○河井勝久委員長 小林学校給食センター所長。

○小林一好教育委員会こども課学校給食センター所長 今のお話にありましたように、光熱水費だけを比べていきますと、そのようになります。ただ、ご承知のように、2つの30数年たった古い建物、これはウエット方式ということで、それが新しくなって、より安全というか、それがドライ方式になって、

より安全にできるようになったと、こういうふうなことでございます。

それから、面積的にもちょっと、ラフで申しわけないのですけれども、各、従前のものについては1つの施設が270とか80ぐらいの、これは700、ですから2つ足しても約600弱だったものが700幾つでふえております。それから、さらに近代的な洗浄機とか、そういうものも入っていますので、そういった意味ではより安全な、あるいは安心して子供たちに給食を提供できるという観点からいけば、そういった意味で若干それはふえておりますけれども、ご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

青柳委員。

○青柳賢治委員 21 ページですね。一番下の児童福祉費の負担金、保育料の負担金ですね。この現年度分が延べで2,532人、これは去年の数字と約180人ほど減少しているのです。それから、ここから今度77ページに  
いっていただいて、今度、上のほう、この児童福祉費の保育所事業のほうで、委託料、これが13ですけれども、保育所の保育実施委託料、これが延べで措置児童数が2,972人になっています。それで、21年と20年を比較すると、21年は3,229人、それから20年が3,210人なのですよ。それで、22年度あたりはかなりそういう保育園とか、そういうところにニーズがあった年であるにもかかわらず、この人数がまず減少しているというのはもう端的に

子供の数が減っているというような形でとらえられるのか。それとも、何か減る、約 300 人ぐらい違いますからね、延べでも。どのような事情があったかということ、こども課のほうで把握できておれば教えてください。

○河井勝久委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 それでは、お答えします。

児童数につきましては、やはり 22 年度実数は減ってございます。傾向といたしまして、保育園につきましては、低年齢児のニーズが非常に高くなっています。ゼロ歳、1歳、2歳、毎年のように保育園という方が多くなっています。そういった意味で、入所できないというケースがございますけれども、年齢によりまして保育士の数が決まっています。年齢が小さいほど保育士は必要になりますので、そういった意味で若干低年齢児がふえて、児童数は減っていますけれども、なかなか希望どおり入れないという問題もございます。

保育園につきましては、数字が 21 ページの延べ人数と委託人数、これ数字が若干差がございますけれども、保育料のほうにつきましては、保育料は出ない家庭もございます。保護世帯とか母子家庭とか、保育料免除のこともありますので、そういった意味では若干人数が変わってございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、さっきの渋谷さんのほうの質問にもあったように、家庭保育室、これあたりも去年と比べて1室ふえています。それで、そうするとやっぱりゼロ歳児から3歳児ぐらいまでのニーズがあるのだけれども、その部分がやはり今この77ページで前年に比べて300人近く、300人はオーバーですけれども、230人減っているというようなこと、主要なとらえ方として、把握の仕方としてとらえていていいのかな、お聞きします。

○河井勝久委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会こども課こども担当副課長 先ほどもお答えしたとおり、低年齢児がふえて、実際、3、4、5歳と上のほうの年齢のほうが減っているというのがございます。

それと、家庭保育室、これありますけれども、家庭保育室につきましてはふえていますけれども、実際に家庭保育室については嵐山町なくて、実際には近隣の小川とか東松山、ときがわ、滑川にある家庭保育室、保育室につきましては町の申し込み通りません。直接家庭保育室のほうの申し込みになります。

なぜ町のほうへ家庭保育室の人数が把握できるかというと、補助金を家庭保育室のほうに県補助金等ありますので、そういったことで、保育室のほうから申請受けて、その人数で町は把握していますので、そういった意味で家庭保育室にゼロ、1歳、その数字が出てくることとございます。

ただ、実際には、先ほどおっしゃったとおり、やっぱり児童数は減ってご

ざいます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 1つは、先ほどの子ども手当の関係なのですが、子ども手当については児童手当をもらっている人はそのまま移行する。それから、所得制限にかかっている人、児童手当をもらってない人については申請を出さないと子ども手当はもらえないというふうになっていたと思うのです。そういう面では、子ども手当、漏れはなかったのでしょうか。いずれにしても、申請を出す人が出ているわけですから、必要になるわけですから、漏れなく手続きがとれたということでもいいのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

それから、もう一つは、ちょっと予算の中には載ってないのですが、児童扶養手当の関係です。これ国の制度だからかもしれないのですが、児童手当も児童扶養手当も今までには予算、決算の中に載っていたと思うのですが、今回父子手当が拡大をされました。そういう面では、その児童扶養手当、今までは母子家庭だけだったわけですがけれども、父子家庭まで拡大されたということで、その部分の手続きはきちっとできているのでしょうか。

それから、3つ目ですけれども、先ほど学童保育の話がありましたけれども、国は運営費として40億円増額をしていると思います。そういう面では、その運営費、国が拡大した運営費、嵐山町の各学童にはどのぐらいの影響が、配分としてふえているのかお聞きしたいというふうに思います。

それから、最後ですけれども、高校の無償化があったわけですから、嵐山町の中でも、先ほどの答弁ですと、要保護、準要保護がふえているという話があったわけですから、この基準と何が、教育費の中の何が該当をされるのかお聞きをしておきたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 子ども手当の関係でございますが、子ども手当につきましては、制度が新しくなるということでしたので、広報及び中学校のお子さんにつきましては、新たにお申し込みが必要になりましたので、中学校のほうに通知のほう、中学校を通して通知をさせていただいたものがございます。

漏れはなかったかということでございますが、実際には通知をして連絡等をしたんですが、申請が出てこなかった方が2人ほどいらっしゃいました。これは再三連絡等をさせていただいています。ただ、申請によって支給するのでございますから、申請のないもので、その方につきましては手当のほうは支給ができなかったということでございます。

それから、児童扶養手当の関係でございますが、これにつきましては県のほうの予算でございますが、町といたしましては事務手続だけの届け出になってございます。ただ、ちょうど今現況どおりともらってございますので、予算的にはないということでございます。父子家庭につきましては、今嵐山町は2件支給がでございます。

次に、学童保育の負担の増ということでございますが、清水委員さんのおっしゃるとおり、前に学童保育の運営費の基準額については見直しがされて増額をされてきております。実際ちょっとお話をさせていただきますと、平成19年からちょっと数字をつけてございますが、参考までにちょっとお話をさせていただきますと、平成22年は学童がちょっと4つになってございますので、単純には比較できませんので、平成21年と平成17年のちょっと数字をお話しさせていただきたいと思っております。

補助基準額でございますけれども、平成17年には1,368万1,000円でございます。それから平成21年には1,608万1,000円になってございます。基準額の見直しもされてございます。

国、県の補助金のほうだけでございますが、平成17年には850万7,000円でございます。平成21年につきましては、985万1,000円になってございます。

このように、清水委員さんがおっしゃるとおり、学童保育の基準額の補助金等につきましては、国の増加に伴いまして、町のほうでもその事業費につきまして各学童に措置をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 内田こども課長。

○内田 勝教育委員会こども課長 それでは、準要保護に該当するものでございますけれども、学用品費、それから給食費、それから修学旅行の費用です。

以上です。

要保護につきましては、その3つのうち、給食費については生活保護費に含まれておりますので、給食費については該当になりません。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 子ども手当の2人については、申請の意思がないという判断でよろしいのでしょうか。それが1つ。

それから、父子家庭についての2件というのは、児童扶養手当の場合も所得制限が設けられているように思うのですが、事務手続だけとはいいながら、拡大された部分の周知徹底というのはやる義務があるというか、そういうものはやっぱりやっていかないとならないかなというふうに思うのですが、その辺の実態というか、その部分をつかんでいる中での2件ということなのでしょうか。その2点だけお聞きしておきたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 お答えします。

子ども手当の2件につきましては、清水委員さんおっしゃるとおり、申請の意思がなかったということではなく、申請の意思があったということで判断させていただきました。

それと、父子家庭につきましては、これ拡大のときに広報をさせていただきます。なおかつ、母子家庭、父子家庭については転入等のときに確認さ

せていただいていますし、その都度話はしております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 1人目の医療費がちょっと所管かどうかちょっとわからないのですが、いずれにしても福祉家庭の人の把握というのは、世帯というのは十分役場そのものもつかんでいるとは思いますが、そういう中で、確かに広報に載せてということもあるのですけれども、その辺の徹底は十分できたという判断でよろしいのですか。

○河井勝久委員長 前田副課長。

○前田宗利教育委員会子ども課子ども担当副課長 はい、広報等、また把握してございますので、それにつきましては十分徹底できたと認識しております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、子ども課に関する部分の質疑を終結いたします。

以上で歳入、歳出、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等の添付書類の質疑はすべて終了いたしました。

---

◎休会の議決

○河井勝久委員長 お諮りいたします。議事の都合により、9月12日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 異議なしと認めます。

よって、9月の12日は休会することに決しました。

---

◎散会の宣告

○河井勝久委員長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 4時18分)